Ⅴ　脆弱性評価

１．脆弱性評価の考え方

（１）脆弱性評価の意義

大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、鳥取県の強靱化に関する施策を策定し、推進する上での必要不可欠なプロセスである。

※基本法第九条第五項

「国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと」

県土の脆弱性を評価することにより、以下を把握することができる。

① 脆弱性を知る

脆弱性評価により、大規模自然災害に対して現状のどこに問題があるのか、どこが弱点となっているのかなど、地域における脆弱性を分野横断的、総合的に改めて検討することにより、国土強靱化地域計画の策定主体がなすべき取組と、当該策定主体のみでは困難な取組等が明らかになり、地域の強靱化を推進すべき策定主体等との間で、危機感と取組の必要性を共有することができる。

② 重点化・優先順位を明らかにする

脆弱性評価の結果を踏まえながら、地域特性に応じた影響の大きさや緊急度並びに現在有している資源等を考慮して、より客観的な形で重点化・優先順位付けを行い、明らかにすることとなる。

③ 自助・共助・公助の適切な役割分担と連携を認識する

県と市町村、民間事業者、地域住民等も参画して計画を策定することにより、それぞれの主体が自助・共助・公助の適切な役割分担と連携の重要性を認識し、その共有を通じて事前防災及び減災のための取組を一体的に推進できる。

（２）脆弱性評価の流れ

脆弱性評価は以下に示すフローにより実施する。なお、【STEP2】、【STEP3】は先述した「計画策定の流れ」で示したものである。

STEP2「最悪の事態」･施策分野の設定

１．想定する大規模自然災害の抽出
【県内】地震、津波、豪雨・暴風雨、土砂災害、豪雪・暴風雪
【県外】南海トラフ地震

２．「起きてはならない最悪の事態」の設定
8 つの「備えるべき目標」を損なう 31 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

３．施策分野の設定
「起きてはならない最悪の事態」に陥らないための取組分野として、「個別施策分野」と「横断的分野」を設定する。

●個別施策分野
①行政機能分野
②住環境分野
③保健医療・福祉分野
④産業分野
⑤国土保全・交通分野

●横断的分野
①リスクコミュニケーション分野
②老朽化対策分野
③研究開発分野
④人口減少対策分野
⑤人材育成分野
⑥官民連携分野

STEP3 脆弱性の評価、課題検討

４．現行施策の評価と課題の抽出

現状調査
「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、県等が実施している取組を調査・整理し、進捗状況を示す指標を選定する。

現状分析
県等の取組について、現状の進捗状況や達成度を把握し、現状分析を行い、課題を抽出する。

脆弱性評価まとめ
31 の「起きてはならない最悪の事態」、「横断的分野」毎に課題の取りまとめを行い、重要業績指標の現況値を把握する。

2．現行施策の評価

施策の評価は、前述した【STEP1】の基本目標を実現するための社会経済システムを構築する上で必要となる要件としての8つの事前に備えるべき目標と、【STEP2】の「起きてはならない最悪の事態」に基づき、本県の脆弱性を評価するものであり、「起きてはならない最悪の事態」に対して、設定した施策分野における取組状況を把握して弱点を洗い出し、課題を抽出するものである。

なお、限られた資源で効率的・効果的に強靭化を進める観点から、特定の施策分野に偏っていないかという点や施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないかなどの点を確認する必要がある。

前章で設定した31の「起きてはならない最悪の事態」毎に、事態回避に資する現行施策を抽出し、その対応について、脆弱性評価を実施した。その結果を［別紙1　脆弱性評価結果］に示す。災害が発生した場合、災害発生時、発生直後、復旧、復興の時間的な流れを持っており、8つの「事前に備えるべき目標」は以下のような時間軸に該当する。

上記を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」毎に、脆弱性評価結果の概要を以下にまとめる。

１．直接死を最大限防ぐ（人命の保護）

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
地震による住宅等の倒壊や火災による死傷者の発生、宅密集市街地における火災の延焼	･耐震基準を満たさない建物･施設等の存在　等
津波による死傷者の発生や建物の倒壊・流出	・津波に係る情報提供の遅延・避難行動の遅れ等
ゲリラ豪雨等による河川氾濫や排水機能停止による浸水被害	･河川が未整備、堤防の脆弱性、避難行動の遅れ
土石流、崖くずれ、地すべりに伴う死傷者の発生、住宅の倒壊	・猛烈な雨、施設整備の遅れ、避難行動の遅れ
なだれや建物倒壊に伴う死傷者の発生 交通麻痺や孤立集落の発生	・情報提供や初動体制の遅れ ・除雪難航による交通・物流の寸断
津波発生等災害時における住民の避難行動の遅れ	・情報提供や初動体制の遅れ

（脆弱性評価）

○官庁建築物の耐震化は着実に進められているが、特定天井等の非構造部材の定期点検及び耐震対策を推進する必要がある。

○民間の住宅、病院・店舗・旅館等の不特定多数が利用する建築物、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物の耐震化とともに、家具類転倒防止やブロック塀倒壊防止等の対策の促進を図る必要がある。また、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから、きめ細やかな対策を行う必要がある。

○防災拠点等施設や土木インフラの耐震化と老朽化対策を進める必要がある。

○空き家所有者に対する建物の適正管理や災害発生時の被害リスク等の周知、所有者不明空き家に対する所有者調査の迅速化等について、専門家等を交えた検討を進める必要がある。

○地震、津波が想定される市町村において、住民が的確な避難行動が取れるように、予防対策用液状化マップや津波ハザードマップの作成及び周知、警戒避難体制の構築などソフト対策を進める必要がある。

○鳥取沿岸海岸保全基本計画に基づく適切な維持管理および、海岸浸食対策を推進する必要がある。

○洪水・土砂災害対策のハード対策の着実な進捗を図るとともに、住民が適時かつ迅速に避難できるよう、わかりやすい防災情報・河川情報の提供強化、避難勧告発令のための市町村長への支援、地域防災力（建設業協会と連携した水防体制の構築、タイムラインの作成）の強化を推進する必要がある。また、浸水（洪水、内水）ハザードマップ作成や浸水表示板設置、裏山診断、防災教育等により、地域住民の防災意識を向上させる必要がある。

○河川のバックウォーター対策として、河川整備を推進する必要がある。また、短期対策として樹木伐採・河道掘削、河川堤防強化対策（堤防舗装等）を推進する必要がある。

○気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、流域治水への転換やグリーンインフラの活用を推進する必要がある。

○上流ダムの緊急放流等による河川の氾濫被害を防ぐため、ダムの事前放流等の取組を推進するとともに、避難情報等の早期発出体制の構築、ダム下流の浸水想定区域図の作成・公表による浸水リスクの住民周知、避難訓練による住民避難体制の構築を推進する必要がある。

○災害発生時の緊急対応を強化するため、傷害保険の規定を追加するなど災害時応援協定の充実を図る必要がある。

○避難行動を円滑に行うため、避難路となる道路の防災・減災対策や機能強化を図るとともに孤立集落の発生を防止する必要がある。

○除雪を確実に行うための除雪機械の充実や民間委託を含めた除雪体制の強化が必要である。また、除雪による倒木や電柱等の倒壊による孤立集落が発生した場合に孤立状態の早期解消を図るため、道路啓開体制の確保や、災害時における中電及び NTT 等との連携及び連絡体制の確認を行う必要がある。

○外国人観光客を含む要配慮者の迅速な情報伝達や、避難誘導の体制を確立するとともに、ホテル・旅館、観光地などの観光関連施設における防災対策が必要である。また、各種自然災害に備え、関係機関が連携した防災・避難訓練を実施する必要がある。

2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
物資供給ルートの途絶による支援物資の供給停止	・被害者の増大による相対的供給不足、救助・救援要員の不足
道路寸断に伴う孤立集落の発生	・供給ルート途絶による、救助・救援、資機材、人員の不足
救助・救援車両への燃料供給の途絶に伴う活動停止	
停電による医療機関等の機能停止	・消防等の施設の被災による活動等の困難 ・停電による医療機関等の機能停止
劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	・劣悪な避難所環境、不十分な健康管理 ・避難所での疫病・感染症の発生・拡大

（脆弱性評価）

○災害時における物資の適正な備蓄量確保や調達体制、救援物資の受入体制の機能強化を行う必要がある。また、既に締結している民間企業との食料調達や生活関連物資調達に係る協定を踏まえ、対応手順等の検討や食糧供給訓練や支援物資輸送訓練等により、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。

○孤立集落発生を防止するための道路の減災・防災対策や機能強化に加え、道路が被災した場合においても道路ネットワークの代替性の強化を図る必要がある。また、降雪による倒木や電柱等の倒壊により孤立集落が発生した場合に、孤立状態の早期解消を図るため、道路啓開体制の確保や、災害時における中電及び NTT 等との連携及び連絡体制の確認を行う必要がある。

○活動能力向上のための消防防災ヘリコプター及び関係資機材の整備と他県等との連携体制の充実を図るとともに、孤立予想集落における連絡通信体制の整備などを図る必要がある。また、西部圏域の緊急消防援助隊や消防防災ヘリの活動拠点となり得る消防学校において、必要な施設整備・資機材整備を進める必要がある。

○消防団員と自主防災組織の災害対応力強化のための人材育成（特に、防災士をはじめとする地域防災リーダーや避難所の運営リーダー）、装備資機材等の充実・強化、消防局の消防車両等資機材整備など、機能強化を図る必要がある。

○災害に対する強靭性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立･分散型エネルギー設備に関する整備等を支援する必要がある。また、孤立集落の解消等に向けた効率的な活動を確保するため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化を図る必要がある。

○災害直後からの医療機関、福祉施設の業務継続を図るため、業務継続計画（BCP）等の策定を推進する必要がある。

○災害発生時の医療体制を確立するため、災害医療に携わる人材の確保が必要である。また、広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者に対して、地域の医療機関の活用も含めた適切な医療機能のあり方について、官民で検討する必要がある。
○車中泊等によりエコノミークラス症候群の発症が懸念されるため、防止体制の強化を図る必要がある。また、被害後の精神疾患に伴う自殺や急性心筋梗塞などの地震関連死が懸念されることから、十分なケアができる体制を構築する必要がある。

○災害時における新型コロナウイルス感染症への対応のため、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄等を行うとともに、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、県民へ周知、啓発する必要がある。

3. 行政機能の確保

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
情報通信機能等の停止による警察機能の低下や重大交通事故の発生	・庁舎の損壊や行政機能、防災拠点の機能停止 ・電気通信設備等の被災
職員の参集困難に伴う初動対応の低下、県庁機能の停止	・庁舎の損壊や行政機能、防災拠点の機能停止 ・災害時に最低限必要な人員の参集不能
職員の参集困難に伴う初動対応の低下、市町村行政機能の停止	

（脆弱性評価）

○災害発生時における行政機能、防災拠点としての機能確保のため、県庁舎、総合事務所等の耐震化、耐災害性（浸水対策、停電対策、代替施設の確保等）の強化を推進する必要がある。

○被災者支援におけるマイナンバーカードの活用等、行政のデジタルトランスフォーメーションの取組を進める必要がある。

○基幹システムのひとつである庁内 LAN や情報ハイウェイのシステムを維持するとともに、デジタルトランスフォーメーションに合わせた情報通信基盤の整備を強化する必要がある。また、エネルギーインフラの途絶があっても、機能が維持できるように自家発電設備など自立分散型エネルギーの配置が必要である。

○県内の緊急輸送道路上に設置する信号機が停電により滅灯した場合の交通渋滞・事故回避を図るため、予備電源として信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。また、交通誘導に関する情報発信の充実を図る必要がある。

○災害発生時における行政機能維持、防災拠点としての機能確保のため、各市町村役場施設等の耐災害性（浸水対策、停電対策、防火対策等）の強化、代替施設の確保等を推進する必要がある。

○鳥取県中部地震や大雪、平成 30 年 7 月豪雨など、頻発する大規模災害へ適切に対応できるよう、各行政機関における BCP の検証・見直し、実効性確保のための取組が必要である。

4. 情報通信機能の確保

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
停電や施設被害による情報通信機能の停止	・電力供給の途絶 ・通信設備の被災

（脆弱性評価）

○通信設備の耐震化や多重化、非常用電源装置、衛星携帯電話、自家発電装置の整備が必要である。

○災害時、外国人観光客を含む来県者の情報収集の手段としてスマートフォンの活用が目立つことから、長期間の停電が発生するような場合には県民はもちろんこうした来県者のためのスマートフォンの充電対策を検討する必要がある。

○情報通信基盤（光ファイバーや５Ｇ（第５世代移動通信システム）などの超高速情報通信網）の整備を推進する必要がある。

5. 地域経済活動の維持

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
被災企業における業務の停止 サプライチェーンの構成企業間における業務継続困難	・工場・事業所等の被災 ・災害時の対応力の不足等 ・エネルギー供給源の被災
交通インフラの被災による物流の途絶	・物流ルートの寸断 ・交通基盤の被災による機能停止 ・交通の代替性が確保できない状況
物流の途絶による食料品等の供給不足	・生産基盤等の被災
異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	・渇水による供給可能用水の不足 ・上下水道、農業・工業用水、発電関係用水関係施設の被災

（脆弱性評価）

○企業 BCP の策定は、災害発生時や、新型コロナウイルスを含む新型感染症などの新たなリスク等に対する企業の被害軽減と早期の事業再開の観点から、重要性が高いものであり、県内企業に対する BCP 策定や、平時からの取組の支援が必要である。また、サプライチェーンを構成する企業の BCP についても促進する必要がある。

○新型コロナ感染症により明らかになったサプライチェーンリスクに対応するため、サプライチェーンの一極集中の是正として国内回帰・多元化を図る必要がある。

○地震時の農作物の落果被害や、豪雪時のビニールハウス倒壊や漁船の転覆被害など、災害時の農林水産業被害に応じた支援体制を強化する必要がある。

○災害に対する強靭性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立･分散型エネルギー設備に関する整備等を支援する必要がある。

○幹線交通の分断の様相によっては、現状において代替性機能が不足することが想定され、輸送モード毎の代替性の確保とともに、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。

○大規模自然災害発生時の食料等の流通確保のため、道路・鉄道・港湾等のネットワークを確保する必要がある。また、出荷要請対応手順等の検討により、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。さらに、流通拠点となる施設の耐震化を推進する必要がある。

○災害時における渇水被害の抑制や用水供給を確保するため、管路の老朽化対策や耐震化、長寿命化を含めた維持管理と機能強化、多様な水源利用について検討する必要がある。あわせて、人材やノウハウ、連絡体制の強化等についても進める必要がある。

○危機時の代替水源として、災害時協力井戸等の地下水活用について検討する必要がある。

○農業水利施設については、機能保全計画に基づく長寿命化対策を確実に進める必要がある。

6. ライフラインの確保及び早期復旧

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
発電所の被災や送電線の分断などによる電力供給の停止	・電力、石油・ＬＰガス供給施設等の被災
上水道施設の被災による用水供給の停止 下水道施設の被災によるトイレ使用不可、衛生環境の悪化	・災害時の対応力の不足等
交通関連施設被害による交通ネットワークの分断	・供給ルートの途絶

（脆弱性評価）

○大地震時においても、各発電所が大きな被害を受けず、短期間で発電再開できるようにする必要がある。また、送電不能となる可能性があるため、送電線の耐震化を検討する必要がある。

○災害に対する強靭性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立･分散型エネルギー設備に関する整備等を支援する必要がある。

○都市ガス供給施設の耐震化推進とＬＰガスについての耐震対策を行う必要がある。

○大地震後においても、各工業用水関係施設や設備が大きな被害を受けず、短期間で供給再開できるようにするため、工業用水管路の耐震化や配水経路の複数化などリスク分散に配慮した計画的な整備を実施する必要がある。

○大地震時に上水道及び下水道機能を確保するため、耐震化を図るとともに、広域における支援体制の整備が必要である。また、避難住民などに対する仮設トイレの供給体制の整備、簡易トイレの備蓄が必要である。

○地域の交通ネットワークが分断されないように、高規格道路のミッシングリンクの早期解消と、橋梁を含む老朽化した道路インフラの修繕が必要である。また、4 車線化や付加車線の整備による機能強化を図る必要がある。

○豪雪による道路機能マヒにより、長時間車両の立ち往生が発生するため、除雪体制の強化だけでなく、ライブカメラによる道路状況の監視や、運転者への降雪時チェーン早期装着の啓発活動などの取組も合わせて推進する必要がある。また、倒木や電柱等の倒壊により交通ネットワークが分断された場合に早期復旧を図るため、災害時における中電及び NTT 等との連携及び連絡体制の確認を行う必要がある。

○災害発生時の緊急対応を強化するため、傷害保険の規定を追加するなど、災害時応援協定の充実を図る必要がある。

7. 二次災害の防止

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
延焼拡大による市街地の大規模火災の発生 沿道建築物の倒壊による道路閉塞とそれに伴う交通支障の発生	・地域コミュニティの低下
ダム等の決壊による下流域への被害の発生	・ため池の劣化及び豪雨・地震耐性の不足等 ・農地農林の管理水準の低下 ・荒廃地等の山地災害発生リスクの増大
有害物質の拡散・流出による被害の発生	・災害時の対応力の不足等
農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生	

（脆弱性評価）

○大規模火災の発生に備え、初期消火活動などで有効な自主防災組織を充実強化することが必要である。また、地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化等の強化が必要となる。

○地震後の火災の発生、延焼を防止するため、感震ブレーカーの設置や家具転倒防止対策等を促進する必要がある。

○人家や公共施設へのリスクが高い防災重点ため池については、劣化及び豪雨・地震耐性評価等に基づく対策を確実に進めるとともに、地域住民等の防災意識を向上させる必要がある。

○近年、局地的豪雨の発生回数は増加傾向にあり、より効果的なダム操作や、放流時の下流域の住民への周知のあり方について検討する必要がある。特に、身を守る行動について、自らの命は自ら守るという意識を浸透させる取組が必要である。

○農地や森林が有する国土保全機能を維持するため、適切な保全管理が行える体制づくりや保全活動に対して、支援する必要がある。

○流出事故等に対応するため、汚染･有害物質の種類に応じた事故対応マニュアル等により迅速に措置を講ずることとし、関係機関による訓練を通じて対応や体制・装備資機材の整備等を徹底する必要がある。

○風評被害が発生した場合の対応手順等の検討や訓練等により、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。

8. 迅速な復旧・復興

起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ	・災害時の対応力の不足等
建設業関連など人材の不足による復旧・復興の遅れ	・専門家や技術者、技能労働者等の担い手不足
貴重な文化財や環境的資産の喪失、長期避難生活による地域コミュニティの崩壊	・文化財の被災、修復技術の途絶 ・地域コミュニティの低下
緊急輸送道路の損壊等による復旧・復興活動の遅れ	・緊急輸送道路の機能停止
液状化や地盤沈下の場所に津波の襲来による長期間の浸水	・災害時の対応力の不足等

（脆弱性評価）

○災害廃棄物を処理する市町村において、処理が円滑に進むよう災害廃棄物処理計画の策定や検討を進める必要がある。また、広域処理のため他都道府県自治体の受入協力に合わせた輸送手段を検討する必要がある。

○被災した住宅に対して罹災証明の発行が遅れることにより、住宅の修繕等再建工事も遅れるため、罹災証明を早期に発行できるように、対応可能な人材の育成・確保に向けた取組が必要である。

○県と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部における BCP 策定、災害協定の締結の取組は着実に進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成が必要である。また、災害時に道路啓開等を担う建設業において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から労働環境の改善を図るとともに派遣要員の確保等による人的資源の代替性の向上が必要である。

○災害が起きたときの自助・共助の円滑化による対応力を向上するには、地域住民全員による防災体制を構築する必要がある。ハザードマップ作成・訓練・防災教育を通じ、地域コミュニティを強化するための支援を充実する必要がある。

○被災による地域コミュニティ喪失を防ぐため、文化財を保護する必要がある。

○復旧復興は、災害に強い高規格道路を起点に行われるため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向けて取り組む必要がある。また、4 車線化や付加車線の整備による機能強化を図る必要がある。

○物的・人的資源の迅速な輸送のため、交通・物流に資する道路の機能向上及び代替性を強化する必要がある。

○河川堤防の決壊や河川からの溢水と比較して発生頻度が高くまた浸水被害発生までの時間が比較的短い内水氾濫被害について、ハザードマップ作成や浸水対策を推進する必要がある。

横断的分野

（脆弱性評価）

○施策分野間の連携を図るため横断的分野を設定する。また、「鳥取県令和新時代創生戦略」と共通する課題のもとで、国土強靱化と関連が深いものを抽出して施策を設定し、相乗効果を高めながら進めていく。

○地域における安全・安心、利便性の確保や、県民一人ひとりの防災・危機管理への正しい理解と意識醸成、小さな拠点づくりを通じた地域コミュニティと共助社会の構築に向け、リスクコミュニケーションを高める必要がある。

○老朽化対策分野において、公共土木施設等の長寿命化や技術開発等を行い、費用縮減と、効率的な社会資本の維持管理・更新を図る必要がある。

○研究開発分野において、本県の特徴である豊富な森林資源を活かした内装材、CLT（直交集成板)の生産拡大や、大学等研究機関との相互連携協定による技術開発により、県内産業の強化を図る必要がある。

○交通物流ネットワークの強化に併せて、県内進出する新たな企業を含めた県内産業の強化により、人口減少対策を進める必要がある。

○迅速な復旧・復興、インフラメンテナンス等を担う人材、地域に精通した建設業の技能労働者等の人材、災害時医療に携わる人材、防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとした地域社会における指導者・リーダーなどの人材確保・育成が必要である。

○災害対応において、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や人材、組織体制等の活用に向け、官民連携の強化が必要である。

３．脆弱性評価の総括

時系列での 31 の「起きてはならない最悪の事態」を想定し、関連する現行の施策（国、市町村、民間事業者など県以外の実施主体による取組を含む）の進捗状況や課題等を整理し、事態回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価を行ったポイントは次のとおりである。

（１）「命の道」となる基幹的交通インフラの構築と機能強化が必要

・大規模自然災害時に救助・救援やその後の復旧活動等で「命の道」となり、またネットワークの多重性・代替性の確保と日本海側と太平洋側の連携を図る県内高速道路等ネットワークの供用率は約 62%にとどまっている。

・山陰道、山陰近畿自動車道等の高速道路等ネットワークのミッシングリンクの解消、高速道路の暫定 2 車線区間の 4 車線化、境港、鳥取港の整備充実と高速道路網へのアクセス改善など、基幹的交通インフラの構築と機能強化による社会経済の生産性向上が必要である。

（２）地震・津波、水害・土砂災害等へのハード・ソフト両面の一層の取組が必要

・民間住宅の耐震化率は約 84%である。また、頻発・激甚化する水害・土砂災害に対するリスクが高まる中で、県管理河川の整備率は約 47%、土砂災害危険箇所の整備率は約 27%に止まるとともに、建設後 50 年以上経過するインフラが急増するなど老朽化が加速している。

・老朽化が進むインフラ施設について、予防保全による老朽化対策が必要である。

・地域の災害特性に即し、最新の知見、最近の災害による被害状況を分析し、効果の高いハード整備の重点的な進捗を図るとともに、公共施設等総合管理計画の推進、浸水・内水を対象としたハザードマップの作成及び周知、土砂災害警戒情報の的確な提供など、ハード・ソフトの施策を組み合わせた一層の取組が必要である。また、気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、水防対策には流域治水への転換やグリーンインフラの活用を取り入れ、避難対策と連携して取り組む必要がある。

・豪雪対策として、除雪体制の強化だけでなく、道路状況の監視やチェーン早期装着の啓発活動などの取組も合わせて推進する必要がある。また、倒木や電柱倒壊時の道路啓開体制の確保や、中電及び NTT 等との連携が必要である。

（３）地域防災力向上や避難行動要支援者等の避難に係る連携強化など自助・共助の更なる充実が必要

・高齢化が進展する中で、消防団とも連携しつつ住民の的確な避難行動や自主防災組織

の充実強化など県民の自助・共助、並びに企業・団体による防災教育・防災訓練の実施や BCP（業務継続計画）の作成と推進など事業者の自助・共助を促進し、地域防災力の向上を進める必要がある。

・避難行動要支援者の状況把握と避難支援体制の整備（支え愛マップの作成を含む）、避難行動要支援者利用施設に係る情報伝達の迅速化など、関係者連携の更なる充実が必要である。

・平成 30 年 7 月豪雨を教訓とした安全・避難対策のあり方研究会の提言及び令和元年東日本台風（19 号）を受けての「水防対策検討会」及び「防災避難対策検討会」で検討された提言に基づき、行政と地域が連携して避難体制の構築、切迫性のある情報発信、避難所等の環境整備を図ることが必要である。

・「積極的な避難」をこれからの常識とするため、住民一人一人が自らの命は自ら守るという避難行動の意識構築に向けた取組が必要となる。

（４）行政機能や経済活動の機能維持に向けた一層の取組強化が必要

・行政機能の喪失を防ぐため、建物の耐震化、業務継続計画の策定を着実に推進するとともに、浸水想定区域にある建築物については非常用電源の高層階設置等を推進する必要がある。

・ライフライン（電気、通信、ガス、水道）の管路の耐震化等による被災リスクの軽減や、事業所や金融機関等の事業継続体制の構築、再生可能エネルギーの導入促進など、経済活動の機能維持に向けた一層の取組強化が必要である。

・行政のデジタルトランスフォーメーションの取組や、それに伴う情報通信基盤の整備強化を進める必要がある。

・サプライチェーンの国内回帰や多元化により、サプライチェーンを維持する取組強化が必要である。

（５）人口減少社会の克服に向けた平時の取組である地方創生総合戦略の推進が必要

・鳥取県において、人口減少社会の克服に向けて、鳥取県令和新時代創生戦略の取組が進められている。国立社会保障・人口問題研究所によって、2045 年には本県人口が約 45 万人に減少する推計（平成 30 年）や、日本創成会議によって、同じく 2040 年には本県で消滅可能性都市（人口の再生産力を示す若年女性が 2040 年までに 2010 年比で 50%以上減少する市町村）が 13 町発生するとの推計が公表されている。このまま少子化対策を講じなければ、中山間地域の荒廃と水害の増加、インフラの維持管理水準の低下、若年者の減少による担い手不足など、人口減少は県土の脆弱性を加速させる要因となる。

・「県内から消滅可能性都市をゼロに」することを基本方針とした地方創生を推進する令和新時代創生戦略と国土強靱化地域計画を調和・連携した計画とすることで、相乗効果を発揮させ、「持続可能で強靱な県土づくり」を推進するSDGｓの達成に向けた取組とする必要がある。

（６）市町村・民間等との協働、地域間の連携強化、国の施策の積極的な活用が不可欠

・本県の国土強靱化を推進するためには、国、県、市町村に加え、民間の主体的な取組が不可欠である。自社の事業活動の継続、地域や社会への貢献、イノベーションの創造など民間の取組を促進する必要がある。

・県と市町村が連携して強靱化対策を推進するためには、市町村に対する地域計画の策定支援（改定含む）と施策の連携が必要となる。

・人口減少社会やポストコロナ時代において国土強靱化を支えていくためには、Society5.0 時代の超スマート社会の実現を目指す必要があり、民間との連携・協働が不可欠である。

・南海トラフ地震、首都直下地震等の対応は、広域的な見地から地域間の連携による対応が不可欠である。また、財政状況が厳しい中、本県の脆弱性の克服に向けた施策プログラムを推進するためには、国の施策の積極的な活用が不可欠である。

Ⅵ　強靭化のための取組

１．国土強靭化に向けた方向性

施策プログラムは、本県の強靭化に向け、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」毎に、これを回避するために何をすべきかを念頭に置きながら、以下の施策の方向性に留意して設定する。

① 持続可能で強靭な県土づくりによるSDGｓ達成の推進

国土強靭化は、地方創生の取組と連携し、相乗効果を発揮しながら推進していく必要がある。

鳥取県令和新時代創生戦略（令和2年3月策定）では、SDGｓの理念を盛り込み「とっとり創生による持続可能な地域社会の実現を目指す姿としており、国土強靭化計画の目標である「持続可能で強靭な県土づくり」を進めることがSDGｓの推進に繋がることから、SDGｓゴールの達成に向けて取組を推進していく必要がある。

＜関連するSDGｓゴール＞
・SDGs ゴール 11：「住み続けられる まちづくりを」都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする
・SDGs ゴール 13：「気候変動に具体的な対策を」気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

② 災害時における新型コロナウイルス感染症への対応

本県では、新型コロナウイルス感染拡大の防止のために総力を挙げて取り組んでいるところであるが、このような中で大規模自然災害が発生した場合には、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策が大きな課題となる可能性がある。このため、避難所の確保、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などについて、市町村の取組を推進するとともに、避難所以外の親類宅などへの分散避難の考え方など、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について県民へ周知、啓発する必要がある。

③ 日本海国土軸の形成と太平洋側との諸機能バックアップ

東日本大震災では、太平洋側のネットワークに甚大な被害が発生し、さらに東北・関東間を結ぶネットワークに交通制限、機能不全が生じた。このため、その際被災のなかった日本海側の道路・鉄道・港湾等が、救助・救援やその後の復旧活動等に当たって全面的に活用された。このことから、国土全体の安全を確保する上で、日本海側と太平洋側の連携を強化し、ネットワークの多重性・代替性の確保を図りつつ、両面を活用することの重重要性が再認識された。また、今後の南海トラフ地震を想定した太平洋側のリダンダンシーの確保の観点からも日本海国土軸（高速道路ネットワーク）の形成は必要不可欠である。

日本海側の地域は古くから大陸との交流の玄関口であり、東アジア諸国やロシアの経済活動の活発化を背景に日本海側の貿易が拡大しており、経済面及び防災面において、日本海側を活用していくことの重要性が高まっている。このことから、山陰道、山陰近畿自動車道、境港や鳥取港から高速道路網へのアクセス改善等、交通物流のミッシングリンクの解消を図るとともに、高速道路の付加車線や4車線化による機能強化を含めて、日本海側における国土軸を形成し、諸機能が集中する太平洋側のバックアップ機能を確保することが必要である。また、分散型国土を形成するうえで基軸となる高速鉄道化について、全国の高速鉄道ネットワークとのアクセス改善等そのあり方を検討するとともに、境港の機能再編及び強化を図ることが必要である。

④ ハード・ソフトを組み合わせた多重防御による地域づくり（耐震化対策や老朽化対策の推進を含む）

災害に強い県土づくりを進めていくため、災害リスクの評価と共有を行い、これを踏まえたハード・ソフトの組み合わせによる防災・減災対策の重点化を図る。

災害リスクの評価に当たっては、気候変動に伴う外力の増大等も踏まえ、リスクを的確に評価し分かり易い情報の共有を行う。

さらに、災害に強い県土づくりを進めるうえで、高度経済成長期に設置された既存インフラのストック効果の継続的な発現を図るため、耐震化による機能強化と、効率的・効果的な予防保全による老朽化対策を行う。この対策に当たっては、インフラの特性や利用状況等を踏まえ、必要に応じ、更新等を行うほか、今後の社会的情勢の変化によっては、機能連携、用途変更、統廃合等を検討する。その際には、人が住み続けるうえで道路等のインフラは必要であり、県土の適切な管理のためには最低限のインフラは必要であるということを踏まえ、インフラ整備をフロー効果のみではなく、本来の機能であるストック効果で評価していく。また、公共施設等総合管理計画の推進により、長期的視点を持って維持管理・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、持続可能な社会基盤の構築を図る必要がある。

また、気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）による治水対策「流域治水」への転換を図る必要がある。具体的には、令和元年東日本台風（19 号）を受け鳥取県水防対策検討会・鳥取県防災避難対策検討会において「一人の犠牲者も出さない」ことを目標に検討された『流域治水』による水防対策・避難対策※や、自然環境の持つ防災・減災機能等を活用したグリーンインフラを推進する。豪雪対策として、除雪体制の強化と合わせて、道路状況の監視や、チェーン早期装着の啓発活動等の取組も合わせて推進する。また、倒木や電柱等倒壊時の道路除雪・啓開体制の整備、中電及び NTT 等との連携強化を図る必要がある。

なお、強靭な県土づくりを推進するためには、県と市町村が連携して強靭化対策を推進する必要があることから、市町村に対する地域計画の策定支援（改定含む）を行い、計画推進に向け積極的に支援する必要がある。

※令和元年東日本台風を受けて「鳥取県水防対策検討会」・「鳥取県防災避難対策検討会」において検討された対策（令和2年3月）

＜検討の視点＞
・治水施設の能力を超える豪雨が発生することを前提に、「治水施設だけで洪水を防ぎきることは困難であり、治水施設の機能向上により洪水氾濫の軽減及び洪水氾濫開始の遅延を図りつつ、効果的な水防活動及び河川情報の発信等により、いかに安全な住民避難を実現させるか」

・治水施設の能力を超える豪雨に対して「流域全体でどう処理していくか」

・豪雨災害のようにある程度予見できる災害において「一人の犠牲者も出さない」

【水防対策検討会】
＜短期対策＞
- 堤防強化対策（堤防舗装、堤防維持管理強化、水防体制強化）
- バックウォーター対策（樹木伐採・河道掘削の重点化）
- 河川情報の発信強化（水位計・河川監視カメラ）
- 浸水想定区域に関する住民理解の促進（浸水深表示板の設置等）
- ダム放流に関する安全避難対策（既存ダムの洪水調節機能強化等）

＜中長期対策＞
- 現河川整備計画メニューの着実な整備
- 流域貯留施設（遊水地、霞堤等）の検討

【防災避難対策検討会】
＜短期対策＞
- 拠点となる避難所の指定の促進
- 障がい者等の要配慮者が避難生活で必要な物資を備蓄
- 避難スイッチの住民参加型ワークショップの導入　など

＜中長期対策＞
- ペットとの同行避難のあり方を整理
- 乳幼児がいる世帯の避難環境の確保
- 広域避難を円滑に実施するための具体的方法を整理
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を推進
- 停電に伴う被害の拡大防止の対策　など

⑤ 交通・物流・人材ネットワークによる地域防災力の強化

鳥取県は東西126km、南北62kmのコンパクトな県土構造であり、一級河川流域を大きな圏域として、都市・集落が形成されているが、中山間地が大部分を占め、11市町村で老齢人口が35%を超える中、集落の過疎化も顕在化している。また、これに伴う第1次産業の就業者数の減少は、農地、森林荒廃に伴う中山間地の多面的機能の損失によって、災害原因が拡大することが懸念される。

この課題に対処するため、中山間地域や都市をネットワークでつないだ「小さな拠点」づくりを進め、行政・経済機能を発現させる場とするとともに、災害時においてはその地域の避難所等の防災拠点としての機能を持たせることにより、要配慮者を支援する拠点等としての活用を検討する。

この「小さな拠点」をつなぐ交通・物流・人流のネットワークの形成において、緊急輸送道路となる地域高規格道路をはじめとした道路網の整備が不可欠である。さらに、都市間ネットワークにおける交通の結節点は、集中する物流・人流の安全で円滑な移動ための機能強化が必要である。

医療・福祉分野など、災害時に必要な人材の確保が必要である。

また、近年の若者、子育て世帯における「田舎暮らし」への関心に伴い増加傾向にある鳥取県への移住者は、中山間地の多面的機能の維持に向けた第1次産業等の新たな担い手として、また災害時における地域防災力の強化に必要な人材となる。

さらに、地域防災力の強化においては、防災教育により自ら考え行動する自助の啓発と、避難行動要支援者を地域住民で支援する共助の体制づくりが必要である。このためには、これらの新たな人材を含めて、地域における防災や避難所運営を行うリーダの確保・育成や、支え愛マップの作成などによる自主防災活動を推進する必要がある。また、子どもから高齢者を含め、ボランティア協力を活用した地域コミュニティの再構築による、自助・共助社会の実現を進める必要がある。

⑥ 行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性の確保

県内外で発生する大規模災害時においては、救助・救援、医療活動等の迅速な対応のため、公有建築物の耐震化、自家発電施設の設置、情報通信機能の多重化、光ファイバーや５Ｇ（第５世代移動通信システム）などの超高速情報通信網の整備を含め、行政機能を継続していく必要がある。エネルギーについても県民生活と地域経済を支える基幹インフラであることから、代替性・多重性を確保する必要がある。また、災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、再生可能エネルギー等の活用が必要である。鳥取県は県土の約7割を占める森林からの木材資源、豊富な水量と急流河川を活用した、木質バイオマス発電、小水力発電等の導入による代替性の推進が必要である。

⑦ 国、自治体に加え、民間等の主体的な取組促進

災害時の社会経済システムが機能不全に陥らないためには、国、自治体による行政機能の継続のほか、県民生活に直結した病院、店舗、金融機関等の民間の業務継続が不可欠である。このため、同時被災を免れた地域間の企業間連携による、代替性、多重性の確保のほか、業務継続に向けた取組が必要である。

また、第１期計画で進捗が遅れていた住民主体や民間事業者主体の取組（住宅等の耐震化など）をより一層推進するため官民連携によるソフト施策の充実を促進していくことが必要である。

⑧ Society5.0社会の技術の活用と国土強靱化のイノベーション

人口減少社会やポストコロナ時代の「新たな日常」において国土強靱化の推進を支えていくため、インフラ・防災・減災分野において、Society5.0 時代の超スマート社会の実現を目指す。特に、デジタルトランスフォーメーションの流れを踏まえ、インフラ維持管理分野において先端技術や IoT ネットワークの活用による効率化を推進していく必要がある。さらに、人工知能（AI 技術）、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS 等の ICT の技術とサービスの両面での進歩・革新を積極的に活用する必要がある。また、これら先端技術を扱う人材の育成が必要である。

2．施策プログラムの設定

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本県の強靭化に向け、31の「起きてはならない最悪の事態」毎に、ハード、ソフト両面から取り組むべき施策プログラムを設定する。

1．直接死を最大限防ぐ（人命保護）

（多重防御）

・大規模自然災害の発生直後における人命保護の観点から、その被災原因の除去と被災範囲の最小化を図るため、被災リスクの評価と共有を図りながら、ハードとソフト対策を効果的に組み合わせた「多重防御」による地域づくりを推進する。

（地震・津波）

・民間の住宅、病院・店舗・旅館等の不特定多数が利用する建築物、避難所となる体育館など特定天井を有する施設、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物の耐震化とともに、家具類転倒防止や天井などの非構造部材の落下防止対策、ブロック塀倒壊防止等の対策や密集市街地等の火災延焼等の防火・消火対策を促進する。

・なお、住宅の耐震化については、建築士事務所協会等と連携した広報活動や、自治会等と連携した勉強会を実施し、官民連携を図り、住宅耐震化を推進する。

・空港、港湾、鉄道、緊急輸送道路等の主要な交通施設の耐震化を促進する。

・「鳥取県公共施設等総合管理計画」や「鳥取県インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、防災拠点等施設や土木インフラの点検と予防保全による老朽化対策を実施するとともに、必要な機能強化を推進する。

・震源毎の地震動予測や液状化危険度予測、建物被害予測等、地盤等の危険情報の共有・周知を推進する。

・倒壊により住民への被害はもとより、道路を遮断し緊急時の避難等の妨げとなる空き家、空き施設の実態調査及び除却を促進する。また、空き家による災害発生時のリスクを啓発する観点から、空き家所有者に対する建物の適正管理の周知や所有者不明空き家の所有者調査の迅速化等について、県と市町村とでつくる「鳥取県空き家対策協議会」や、市町村が有識者や地域の代表者等と話し合う場（市町村空き家対策協議会等）で検討を行う。

・安全な避難地への迅速な避難を行うため、避難場所、避難路等の指定・整備を促進する。また、避難行動や消火・救助活動の妨げとならないよう、市街地等の幹線道路において必要な無電柱化を計画的に進める。

・大規模宅地造成地では地すべりや液状化による家屋被害が危惧されることから、その被害予測や宅地の耐震化対策に取り組む。

・津波浸水想定の見直しを踏まえ、河川・海岸堤防等の強化を推進し、被害の最小化を図る。また、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、海岸堤防の粘り強い構造への機能強化等を図る。
・地震・津波に備え、海岸侵食対策を推進するとともに鳥取沿岸海岸保全基本計画に基づく、適切な維持管理を図っていく。
・関係機関の連携により、津波ハザードマップ、津波避難計画等を作成し、県民への周知を図るとともに、自助・共助体制の強化による迅速な警戒・避難行動の確保等、地域が一体となった対応力の向上を図っていく。
・これらの取組により、人命保護を最優先に、避難体制の整備等、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進する。

（豪雨・水害）
・局地的豪雨や激甚化する水害に対して、河川整備や堤防機能強化等のハード対策を着実に推進し、被害の最小化を図る。また、浸水常襲地域においては、市町村や関係機関と連携して、排水機場の整備等の内水対策を併せて推進する。
・特に、洪水による影響が多大となる国管理河川（千代川、天神川、日野川、中海）の計画的な整備や、浸水常襲や背水影響（バックウォーター）のある県管理河川（塩見川、大路川、由良川、加茂川、小松谷川等）の重点的な整備を進める。また、短期対策として、樹木伐採・河道掘削、河川堤防強化対策（堤防舗装等）を進める。また、流域治水の取組として流域貯留施設や貯留機能向上（遊水地等）の検討を進める。さらに、高波の影響が大きい皆生海岸等の海岸侵食対策を促進する。
・気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）による治水対策「流域治水」への転換を図る。
・自然環境の持つ防災・減災機能等を活用したグリーンインフラを推進する。
・河川、海岸等の施設を健全な状態に保つため、インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、河川管理施設等の点検と老朽化対策の実施等、予防保全型の維持管理を推進する。
・洪水浸水想定区域における洪水ハザードマップの公表・周知とともに、水防訓練や水害版図上訓練等の実施により地域防災力の向上を図る。また、避難行動を円滑かつ迅速に行うため、降雨状況、河川水位等の洪水危険情報に対応した警戒避難体制の構築と市町村、住民への河川監視カメラ等を用いた分かり易く的確な情報の伝達・提供を行う。
・洪水時のリアルタイムな河川情報を配信するため、低コストな危機管理型水位計や河川監視カメラ等の設置・機能強化を進める。

・住民等の適切な避難行動のため、洪水ハザードマップ等の浸水深や洪水時の家屋倒壊危険ゾーンの設定等を踏まえ、立ち退き避難と次善の策である 2 階以上への垂直避難等の的確な行動判断の構築に向けた取組を進める。
・さらに、想定し得る最大規模の降雨による洪水・内水の浸水想定区域図の作成及びこれに対応した各種ハザードマップの作成、浸水表示板設置等による住民への周知等のソフト対策を推進する。
・土砂崩れに伴う流木流出による河川の閉塞被害が懸念されるトラブルスポットの検討を進め、下流域への被害軽減を進める。
・ダム放流の安全避難対策として、ダムの事前放流等の取組を推進する。また、ダム下流の浸水想定区域図を作成・公表や住民説明会による浸水リスクの住民周知及び避難訓練等による住民避難体制の構築を推進する。
・他機関連携タイムラインの拡充や水害タイムラインの作成と確認、建設業協会と連携した水防体制の構築等により水防体制の強化を図る。
・災害発生時の緊急対応を強化するため、傷害保険の規定を追加するなど災害時応援協定の充実を図る。

（土砂災害）
・土砂災害に対しては、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の土砂災害防止施設の整備を着実に推進する。特に、要配慮者利用施設や防災拠点、避難所及び社会経済活動を支える重要交通網の保全対策を重点的に進める。
・土砂災害時の避難行動を円滑に行うため、避難路となる道路の防災・減災対策や機能強化を図る。
・土砂崩れに伴う流木被害に対しては、透過型砂防堰堤の新設並びに既設堰堤への流木捕捉施設の整備を進める。
・森林の適切な整備と保全を図るため、山地災害防止施設の整備による山腹崩壊等の復旧対策と予防対策を推進する。また、地形や地質状況等に応じた適正な間伐等の施業の着実な実施により、荒廃した森林の再生を促進する。
・インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、施設の点検と老朽化対策の推進等、砂防施設や治山施設の適切な維持管理を推進する。
・災害発生の危険性等の的確な情報伝達による早期避難のため、引き続き、地図精度向上や土地改変に伴う土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定を進めるとともに、土砂災害ハザードマップ作成を促進する。
・降雨状況、土砂災害警戒情報等の時間経過に伴う危険度情報を、市町村、住民等へ分かり易く的確に提供し、住民の避難行動に繋がる情報発信を行う。

・土砂災害の種類や危険性等を知り、自らが命を守る意識を醸成するため、地域や企業等への出前講座、裏山診断、小中学生への防災教育等を推進する。
・土砂災害警戒区域等の指定や居住地の状況、土砂災害警戒情報等を踏まえた、立ち退き避難、次善の策である 2 階以上への垂直避難等の自主的かつ的確な避難行動のため、地域防災マップの作成支援等の住民自らが防災対策を実践する取組を推進する。
・要配慮者利用施設の所有者・管理者による避難確保計画の策定や訓練実施を推進する。
・災害発生時の緊急対応を強化するため、傷害保険の規定を追加するなど災害時応援協定の充実を図る

（豪雪）
・暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、道路管理体制の強化を図る。
・地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制の確保により、緊急輸送道路等の除雪体制を強化し、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進する。
・倒木や電柱等の倒壊による孤立集落が発生した場合に孤立状態の早期解消を図るため、道路啓開体制の整備、災害時における中電及び NTT 等との連携を強化する。
・暴風雪時の道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成を図る。

（情報伝達等）
・河川水位の上昇や豪雨の発生状況等を的確に把握するため、鳥取県土木防災情報システムや鳥取県土砂災害警戒情報システム等の拡充を図る。また、これらのシステムを活用し災害情報等に関する関係機関の情報共有と、住民への迅速な情報提供や、適切な避難情報の発出を図る。
・上流ダムの緊急放流等による河川の氾濫被害に対応するため、下流域住民へのダム放流に関する迅速な情報伝達を図り、早期の避難行動に対応できる体制を構築する。また、ダム下流域における浸水想定区域図による浸水リスクの住民周知や避難訓練・住民説明会等の取組を推進する。
・災害時に住民等の的確な避難行動を図る自助を促進するため、市町村における災害に係る避難勧告等の発令基準の明確化を進める。また、市町村における戸別受信機等の情報伝達体制の整備や、テレビ地上波によるデータ放送等による迅速な情報提供等、多様な手段による情報伝達の強化を図る。
・県民が自ら所有する携帯電話等の機器を、避難行動に向けた情報の入手に有効に活用してもらうため、機器の活用と理解について官民連携した取組を進める。

・河川水位計増設や浸水表示板設置に加え、住民が自ら避難基準を決める「避難スイッチ」を作成する取組を推進する。
・地方創生総合戦略の観光入込客数や外国人宿泊客数の目標等を踏まえ、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード、ソフト両面からの防災対策等、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
・高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、手話を通じた防災サインの活用等の適切な情報伝達や避難体制の構築、平常時の見守り体制づくり等を推進する。
・大規模自然災害に対して、官民が一体となった防災体制を確保するため、危険情報を収集発信する施設整備のほか、自主防災組織による共助の活動や、避難行動要支援者を含めた円滑な避難誘導に向けた訓練を実施していく。

1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生 （住宅密集地、不特定多数施設含む） 【重点化】	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（拠点施設、学校等の耐震化等）		
県有特定既存耐震不適格建築物の耐震化率	99%	100%
災害拠点病院の耐震化率	100%	100%
県立高等学校の耐震化率	100%	100%
公立小中学校の耐震化率	100%	100%
特定天井等非構造部材の定期点検等の対策	取組中	取組推進
公立学校における安全性に問題のあるブロック塀の撤去･改修（H30 調査時点：61 校）	100%	100%
通学路における安全性に問題のあるブロック塀の撤去･改修	243 件	600 件
（道路・鉄道インフラ耐震化等）		
緊急輸送道路橋梁の耐震化率	99.2%	100%
空港の耐震化率（鳥取空港、米子空港）	100%	100%
JR 西日本主要駅舎の耐震化率（鳥取駅、倉吉駅、米子駅）	66.7%	100%
新規鳥取県道路橋りょう長寿命化計画の推進	継続実施	継続実施
（建築物の耐震化等）		
住宅の耐震化率	83.9%	92.0%
住宅以外の多くの者が利用する建築物の耐震化率(耐震診断義務付け対象建築物)	19 施設 （70.4%）	23 施設 （85.0%）
医療施設（病院）の耐震化率	83.7%	100%
社会福祉施設の耐震化率	91.2%	取組推進
私立高等学校の耐震化率	100%	100%
私立幼稚園・幼保連携型認定こども園の耐震化率	91.2%	取組推進
感震ブレーカー設置率	22.7%（参考）	50% (R10 年度目標)
家具などの転倒防止対策実施率	40.2%（参考）	70% (R10 年度目標)
耐震性貯水槽数	361 箇所	390 箇所

1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生 （住宅密集地、不特定多数施設含む）（続き）	【重点化】
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（空き家対策）		
新規県空き家対策協議会における継続的な検討の実施	1 回／年	1 回／年
新規市町村空き家対策協議会（法定協議会以外で有識者や地域の代表等を交えた会議体等も含む）の組織化率	73%	100%
【参考】第 1 期計画で完了した KPI ・国所管の建物の耐震化率：17 施設(100%)（R2 目標）⇒17 施設（100%）（R1 年度） ・予防対策用液状化マップの作成：作成（R2 目標）⇒H16 年度作成分を見直作成（R1 年度）		

1-2	津波による死傷者の発生	【重点化】
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（大規模津波に対する海岸堤防の機能強化や避難路等の整備）		
海岸堤防等の機能強化対策の推進	未調査 （進行中）	調査の実施
路線整備（地域高規格道路岩美道路、街路葭津和田町線）による避難路確保及び被害軽減	0% （2 路線整備中）	100% （2 路線供用）
最大規模の津波浸水想定区域図の見直し	作成公表	作成公表
新規海岸保全施設の老朽化対策	1 海岸	1 海岸
新規海岸侵食対策の実施	3 海岸	取組促進
（津波に対する危険情報の周知）		
津波浸水想定区域図の見直しに基づくハザードマップの作成・公表	対象 9 市町村がハザードマップ作成済み	取組推進
アクションプランの策定、実施	H31 年に計画を改定	取組推進
（関係機関との連携強化）		
南海トラフ地震発生時の鳥取県警察災害派遣隊の進出拠点等選定	100%	100%

1-3	ゲリラ豪雨等による市街地の浸水	【重点化】
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
（河川整備の推進と浸水危険情報の周知）		
洪水に対する河川堤防の機能評価の実施	82 河川 （200km）	82 河川 （200km）
国管理河川延長整備率（千代川、天神川、日野川）	公表時期未定	整備推進
県管理河川延長整備率	47.0%	47.3%
計画規模を上回る降雨に基づく浸水想定区域の設定	20 河川	20 河川
大規模な洪水に対する家屋倒壊危険ゾーンの設定	20 河川	20 河川
背水影響を踏まえた河川整備延長	6.5km	6.5km
河川整備計画の策定河川数	30 河川	31 河川
渓流エリアの危険度および重要度が高い箇所における流木捕捉施設等の整備（19 箇所）	2 箇所	13 箇所
新規堤防強化対策（堤防舗装等）の対策河川数	—	40 河川
新規樹木伐採・河道掘削の対策箇所数	343 箇所	668 箇所
（河川の適切な維持管理の実施）		
鳥取県河川維持管理計画マスタープランに基づく適切な維持管理	取組推進	取組推進
（豪雨・洪水情報の高度化）		
河川監視カメラ増設による洪水情報の配信	116 基	179 基
新規河川水位計の設置基数	124 基	170 基

1-3	ゲリラ豪雨等による市街地の浸水（続き）	【重点化】
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（洪水危険情報の周知、伝達の効率化）		
住民に分かり易い河川水位情報の提供（氾濫危険水位等の見直し）	20 河川	20 河川
避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）の作成	20 河川	20 河川
内水ハザードマップ作成市町村数	1 市	4 市町
防災重点ため池のハザードマップ作成	95 箇所	289 箇所
水防法及び土砂災害防止法に係る社会福祉施設等の避難確保計画の作成率	98.5%	100%
新規タイムライン構築（改良）河川数	—	20 河川
新規浸水想定区域図作成・公表数	— （R 元年度は作成まで）	5 ダム
新規浸水表示板設置の取組地区数	—	15 地区
新規治水協定締結数（対象水系数）	—	7 水系
新規ダム下流域で避難訓練、住民説明会等の実施	継続実施	継続実施
新規災害時応援協定に傷害保険の規定を追加する団体数	—	4 団体

1-4	土砂災害等による死傷者の発生	【重点化】
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（土砂災害防止施設の整備推進）		
土砂災害危険箇所整備率	26.9%	28.3%
山地災害危険地区整備率	35.9%	36.9%
要配慮者利用施設を保全する土砂災害対策実施率	41.2%	41.8%
再掲渓流エリアの危険度および重要度が高い箇所における流木捕捉施設等の整備（19 箇所）	2 箇所	13 箇所
新規避難路となる道路の防災・減災対策や機能強化の実施箇所数	— （R2 度整備中：18 箇所）	95% （18 箇所/19 箇所）

1-4	土砂災害等による死傷者の発生（続き）	【重点化】
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
（土砂災害危険情報の周知、伝達の効率化）		
土砂災害特別警戒区域指定率	100%	100%
土砂災害警戒区域指定率	100%	100%
再掲水防法及び土砂災害防止法に係る社会福祉施設等の避難確保計画の作成率	98.5%	100%
（防災教育・防災意識の啓発）		
防災教育・裏山診断等の実施による住民意識の向上	防災教育:18 回/年 出前講座:10 回/年 裏山診断:4 回/年	防災教育:80 回(5 年間) 出前講座:50 回(5 年間) 裏山診断：20 回(5 年間)
土木防災･砂防ボランティアの連携による点検･防災教育の実施	点検活動:4 回/年 裏山診断:4 回/年	点検活動:5 回(5 年間) 防災教育:5 回(5 年間) 裏山診断：20 回(5 年間) 出前講座:5 回(5 年間)
新規 再掲災害時応援協定に傷害保険の規定を追加する団体数	—	4 団体
（土砂災害危険箇所の点検）		
土砂災害危険箇所の点検活動回数	点検活動: 1 回/年	点検活動: 5 回(5 年間)
【参考】第 1 期計画で完了した KPI ・土砂災害ハザードマップ市町村作成率：100%（R2 目標）⇒100%（R1 年度） ・土砂災害警戒情報等の伝達手段の複数化：テレビ地上波(NHK)配信追加（R2 目標）⇒テレビ地上波(NHK)配信追加（R1 年度）		

1-5	豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	【重点化】
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
（道路除雪の確保）		
関係機関と連携した道路除雪の実施	連携強化による除雪体制確保	連携強化による除雪体制確保の継続
道路積雪のホームページによる情報配信	取組中	取組推進

1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生 【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
（住民・来県者への確実な情報伝達）		
再掲河川監視カメラ増設による洪水情報の配信	116 基	179 基
再掲道路積雪のホームページによる情報配信	取組中	取組推進
市町村における避難情報等の伝達体制の整備 （取組例） ・ 戸別受信機の設置 ・ 屋外拡声器の設置 ・ テレビ、ラジオへの情報配信依頼 ・ あんしんトリピーメールによる情報配信 ・ 自治会・消防団への情報配信依頼 ・ 緊急速報（エリア）メール ・ ホームページによる情報配信	指標なし	取組推進
（災害情報配信の体制強化）		
浸水、土砂災害に備えた関係機関が連携した協議会の実施(水防連絡会：国３事務所、県、19 市町村)	取組推進	年 1 回開催 （取組継続）
避難行動要支援者個別計画を策定した市町村数	2 市町	19 市町村
市町村における避難行動要支援者名簿の作成市町村数	19 市町村	取組継続
新規 再掲河川水位計の設置基数	124 基	170 基
新規 再掲浸水想定区域図作成・公表数	― （R 元年度は作成まで）	5 ダム
新規 再掲浸水表示板設置の取組地区数	―	15 地区
【参考】第 1 期計画で完了した KPI ・発電用ダム緊急放送設備等無線化率：50%（R2 目標）⇒50%(R1 年度から PFI 事業へ移行） ・土砂災害警戒情報等の伝達手段の複数化：ﾃﾚﾋﾞ地上波(NHK)配信追加（R2 目標）⇒テレビ地上波(NHK)配信追加（R1 年度）		

1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生（続き） 【重点化】	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（避難誘導訓練の実施）		
自然災害等に対処する市町村との訓練実施	取組推進	取組推進
自然災害等に対処する防災訓練の実施	取組推進	取組推進
関係機関との合同訓練、警察独自訓練の実施	指標なし	取組推進
非常通信訓練（中国地方非常通信連絡協議会）への参加	指標なし	取組推進
道路整備等に応じた計画見直しと、災害に備えた訓練の実施	指標なし	取組推進
部隊宿泊使用可能施設一覧表の整備（33 施設）	100%	100%
「鳥取県警察災害派遣隊の編成、運用等について」に基づく人員等の確保	指標なし	取組推進
新規 再掲ダム下流域で避難訓練、住民説明会等の実施	継続実施	継続実施
（交通管制システムの高度化）		
交通監視カメラの設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置
交通情報板の設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置
情報収集提供装置の設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置

２．救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保

（物資供給等）

・防災拠点への物資輸送や救助・救援、その後の復旧活動のため、「命の道」となる山陰道、山陰近畿自動車道、北条湯原道路、江府三次道路等の整備促進よるミッシングリンクの解消と鳥取自動車道等の高速道路の付加車線整備や 4 車線化による機能強化を促進する。

・緊急輸送道路の耐震化等による機能強化、境港等の海上輸送拠点の耐震化等、陸・海・空の輸送基盤の地震・津波、水害、土砂災害、豪雪対策等を着実に進める。

・トラック、バス、鉄道事業者等の輸送モード間の連携等により、複数輸送ルートの確保を図る。

・道路が被災した場合においても被害を最小限にとどめ、早期の復旧を図るための減災・防災対策や機能強化及び物資供給や救助・救援車両の移動ルートを複数選択可能とする道路ネットワークによる代替性の強化を図る。

・民間事業者の施設、設備を活用することにより、災害時における物資輸配送体制の強化を図る。

・災害発生直後からの道路の被災・寸断状況の情報収集を行い、物資輸送、救助・救援ルートの確保を最優先課題として、一刻も早く緊急車両を通行させる活動（道路啓開）の実行性を高める取組を進める。

・災害発生区域及び周辺の活動基盤を確保するため、水道施設、下水道施設、ガス施設の耐震化や老朽化対策による機能強化を促進するとともに、業務継続計画（BCP）策定等による災害対応力の充実を図る。

・災害発生直後からの被災地での食料、飲料水等の物資供給の長期停止に備え、関連機関が連携して非常用物資の備蓄量を確保するとともに、観光客等帰宅困難者への対応を含めて民間との物資供給に関する調整を推進する。また、家庭や企業等における備蓄について、各当事者の自発的な取組を促進する。

・道路啓開や救出活動、支援物資の輸送を迅速に行うため、建設業協会等の災害時応援協定を締結する民間団体との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行う。

（孤立集落）

・迂回路のない孤立集落の発生に備えた既往道路の減災・防災対策や機能強化を進めるとともに、道路防災や土砂災害・山地災害対策による道路ネットワークの確保を図る。また、降雪による倒木や電柱等の倒壊時における道路啓開体制の整備、中電及び NTT 等との連携を強化し、孤立状態の早期解消を図る。

・道路の寸断等により孤立した場合に備え、消防防災ヘリコプター等による物資供給の確保及び携帯電話の不感地区解消による情報通信機能の確保を推進する。

・孤立集落の解消に向けた効率的な活動を確保するため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化を図るとともに、地理空間情報やドローン等の活用による情報収集・提供を進める。

（救助・救援活動等の確保）

・救助・救援活動を持続的に行うため、広域防災拠点の整備、機能強化、消防庁舎、警察庁舎等の活動拠点の耐震化、消防車両や資機材等の充実強化を図る。

・広域防災拠点のうち中核的応援受入拠点については、自衛隊や緊急消防援助隊が選定しているベースキャンプ候補地の中から、施設規模や災害ハザードなどを勘案して指定する。

・正常性バイアスによる逃げ遅れ防止や要配慮者の避難を確保するため、地域における防災士等の防災リーダーの確保・育成や支え愛マップの作成による支え愛活動を促進する。

・避難所の開設・運営の活動体制の構築や、運営支援を担う地域における避難所運営リーダーの育成を推進する。

・一般の避難所では生活が困難な要配慮者のため、市町村における福祉避難所の確保を支援する。

・避難所生活の長期化による生活環境の悪化に対応するため、避難所の運営等においては、子ども、女性、高齢者、障がい者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア、車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。

・救急救命士の確保・充実、救急自動車の計画的な更新、ドクターヘリや医師搭乗型消防防災ヘリの運用体制の充実等、救急搬送体制の確立を図る。

・市町村と連携し、消防団員数の増加、自主防災組織の拡充を含めた地域住民全体の取組による活動人員の確保・育成を図る。

・防災拠点にあっては、自家発電設備や蓄電池で給電する無停電電源装置の導入を検討し、電力確保対策とバックアップ機能の強化を図る。

・救助・救援、医療活動に支障が出ないよう、緊急通行車両や災害拠点病院、避難所等への燃料供給体制の確保を推進する。

・災害に対する強靭性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援を図る。

・災害時の支援等にかかる協定の締結の促進、他府県との合同訓練を通じた連携強化、県内外からの災害ボランティアや救援物資等の受入れ体制の整備等の取組を推進する。

（医療機能の確保）

・災害直後からの医療機関、福祉施設の業務継続を図るため、業務継続計画（BCP）の策定を推進し、関係機関と連携した避難訓練等の実施と検証により、その実効性を確保するとともに、必要なハード・ソフト対策の充実を図る。なお、福祉施設の避難対策では、人の避難だけでなく、入所者の常備薬などの必要な物資の移動についても留意するものとする。

・災害拠点病院については、他の医療機関への支援と医療機能の継続のため、耐震化や耐水化を完了させるとともに、自家発電機等の設置に併せ、自家発電機等を必要な期間稼働させる燃料の確保を推進する。

・多数の傷病者を円滑に受け入れるため、災害拠点病院と連携する地域の医療施設の耐震化や非常用電力の確保を図る。

・人工透析を受けている者及び人工呼吸器を必要とする者への医療を継続するため、非常用電源や水道等の関連するライフラインの機能強化を図る。また災害による施設損壊や大規模浸水等により医療継続に支障がある場合には、周辺の医療施設への迅速な受入れ要請や避難の実施等、関係機関が連携した体制を整備する。

・災害時の医療機能を持続させるため、医療人材の確保・育成を図るとともに、災害関連死の防止体制を強化する。

・災害現場での迅速・的確な活動の確保を図るため、被災地へのDMAT（災害派遣医療チーム）派遣体制を確保する。

・要配慮者、傷病者へのきめ細かい対応を行うため、地域の医療人材に関する官民の連携を図りながら、災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターの委嘱を推進する。

（避難生活環境の確保）

・住民の積極的な避難を促進するため、指定避難所における避難者の受入れ機能を強化するとともに避難所の環境整備を推進する。

・避難所におけるインフルエンザ、ノロウイルス、O157などの感染拡大防止対策を推進する。特に、災害時における新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などについて、必要に応じて、市町村と相談の上で県がガイドラインを作成するなど、市町村の取組を推進するとともに、県と市町村が連携して、避難所以外の親類宅などへの分散避難の考え方など、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、県民への周知、啓発を行う。

2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止 （避難所の運営、帰宅困難者対策含む）	【重点化】
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（物資の備蓄・調達に係る関係者連携）		
県と市町村との適正な備蓄量確保（飲料水、食料、生活関連物資）	指標なし	備蓄推進と供給調達体制の確保
民間企業、団体等との飲料、食料、生活関連物資の調達に係る連携の推進	指標なし	取組推進
県内全ての医薬品卸団体、医療機器団体との協定締結	4 団体	4 団体
（生活基盤の機能強化）		
上水道基幹管路の耐震化率	26.7%	32.7%
地震対策上重要な下水道管渠の耐震化率	54.6%	56.1%
下水道 BCP 策定率	94.7%	100%
ガス事業者による施設の耐震化率（中圧本支管）	100%	維持管理更新
ガス事業者による施設の耐震化率（低圧本支管）	94.1%	99% （R10 年度目標）
仮設トイレ備蓄数	92 台	備蓄推進
簡易トイレ備蓄数	960 セット	備蓄推進
マンホールトイレシステムの整備	47 基	136 基
避難所運営リーダーを養成する職員の育成を行っている市町村数	12 市町村 （参考）	19 市町村
福祉避難所の指定	指標なし	取組推進
（物資輸送に係る関係者連携）		
JR 西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結	締結済	取組継続
関西広域連合と関係バス協会が大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定締結	締結済	取組継続
【参考】第 1 期計画で完了した KPI ・上水道 BCP 策定数：12 市町村（R2 目標）⇒12 市町村（達成率 100%）（R1 年度）		

2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止 （避難所の運営、帰宅困難者対策含む）（続き）	【重点化】
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（道路等インフラの機能強化）		
防災拠点となる要配慮者利用施設を守る土砂災害対策の推進	41.2%	41.8%
県内高速道路ネットワークの供用率（北条道路などの整備促進）	62.4% （168.8km/270.6km）	66.7% （180.4km/270.6km）
再掲緊急輸送道路橋梁の耐震化率	99.2%	100%
信号機電源付加装置の設置による停電時の電源確保	74 台	緊急輸送道路に優先設置
避難路、物資輸送ルートの法面要対策箇所の対策率	67%	75%
再掲土砂災害危険箇所整備率	26.9%	28.3%
再掲山地災害危険地区整備率	35.9%	36.9%
新規道路の防災・減災対策や機能強化及び道路ネットワーク強化の実施箇所数	― （R2 年度整備中：18 箇所）	91% （82 箇所／90 箇所）

2-2	長期にわたる孤立集落等の発生（豪雪による孤立等を含む）	【重点化】
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（既存路線機能の強化）		
再掲緊急輸送道路橋梁の耐震化率	99.2%	100%
再掲避難路、物資輸送ルートの法面要対策箇所の対策率	67%	75%
再掲土砂災害危険箇所整備率	26.9%	28.3%
再掲山地災害危険地区整備率	35.9%	36.9%
再掲国管理河川延長整備率（千代川、天神川、日野川）	公表時期未定	整備推進
再掲県管理河川延長整備率	47.0%	47.3%
再掲関係機関と連携した道路除雪の実施	連携強化による除雪体制確保	連携強化による除雪体制確保の継続
（孤立集落発生時の支援等）		
孤立する恐れのある集落における携帯電話不感地区の解消	1 地区	取組推進
新規 再掲道路の防災・減災対策や機能強化及び道路ネットワーク強化の実施箇所数	― （R2 年度整備中：18 箇所）	91% （82 箇所／90 箇所）
【参考】第１期計画で完了した KPI ・各種協定などに基づく具体的な受援マニュアル等の作成：取組推進（R2 目標）⇒作成（改定）済（R1 年度）		

2-3	救助・救援活動等の機能停止（絶対的不足、エネルギー供給の途絶） 【重点化】	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（拠点施設等の機能強化）		
消防庁舎の耐震化率	78.5%	100%
県、市町村、防災関係機関等の情報共有による連係した災害対応の実施	取組継続	取組継続
警察庁舎の耐震化率	100%	100%
装備資機材の充実強化	取組中	100%
（救助・救援体制の強化）		
リエゾンの派遣体制の確保	取組継続	取組継続
保健医療・福祉に係る職能団体との災害時の相互協力に関する協定締結	取組推進	取組推進
支え愛マップ取組自治会等箇所数	604 箇所	800 箇所（R6）
（活動人員の確保等）		
緊急消防援助隊の増隊	55 隊	58 隊（R5）
消防団員数	4,865 人	5,129 人
自主防災組織率	88.1%	94.8%
自主防災組織訓練実施率	訓練の実施	訓練の実施
自主防災組織の資機材整備	継続実施	継続実施
防災士（防災リーダー）の登録者数	鳥取県内で 1,096 人	1,950 人
新規 とっとり EV 協力隊登録数	42 台	80 台
（エネルギー供給の確保）		
各エネルギー事業者における供給体制の整備	指標なし	取組推進
発電所構造物、設備及び送電線などの耐震化等の検討	指標なし	取組推進

【参考】第１期計画で完了した KPI
・広域防災拠点として利用可能な施設の確保：取組推進（R2 目標）⇒43 施設指定済（R1 年度）
・鳥取県企業局による再生可能エネルギー導入量：47,820kW（R2 目標）⇒47,820kW（R1 年度）
・各種協定などに基づく具体的な受援マニュアル等の作成：取組推進（R2 目標）⇒作成（改定）済（R1 年度）

2-4	医療機能の麻痺（絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶） 【重点化】	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（拠点施設の機能強化）		
再掲災害拠点病院の耐震化率	100%	100%
災害拠点病院における自家発電機等の整備（通常時の 6 割程度の発電容量及び燃料の 確保（3 日分程度））	100%	100%
県内 3 病院及び各保健所での継続した備蓄	100% （県内 3 病院及び各保健所）	100%を維持
医療機関 BCP 策定率	76.7%	100%
福祉施設 BCP 策定率	取組推進	100%
再掲水防法及び土砂災害防止法に係る社会福祉施設等の避難確保計画の作成率	98.5%	100%
（災害医療人員の確保）		
被災地への DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣（100%保有）	鳥取 DMAT 指定医療機関（4 病院）との派遣協定締結	協定締結の継続による体制強化
県内の災害発生時に医療救護班の受入れや被災地への配置調整等のｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ機能を担う組織の迅速な設置のため、「鳥取県災害医療ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ」及び「鳥取県地域災害医療ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ」を委嘱	継続委嘱	委嘱継続による体制強化
新規看護職員数	10,023 人 （推計値）	10,434 人
（関係者の協力連携）		
再掲保健医療・福祉に係る職能団体との災害時の相互協力に関する協定締結	取組推進	取組推進
再掲県内全ての医薬品卸団体、医療機器団体との協定締結	4 団体	4 団体
（予防医療の推進）		
定期接種による麻しん・風しん接種率	94.3%	95%以上

2-4	医療機能の麻痺（絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶）（続き）　【重点化】	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（ライフラインの確保）		
再掲各エネルギー事業者における供給体制の整備	指標なし	取組推進
再掲発電所構造物、設備及び送電線などの耐震化等の検討	指標なし	取組推進
再掲上水道基幹管路の耐震化率	26.7%	32.7%
再掲地震対策上重要な下水道管渠の耐震化率	54.6%	56.1%
再掲下水道 BCP 策定率	94.7%	100%
【参考】第１期計画で完了した KPI ・災害発生に対して拠点病院としての機能の維持：取組推進（R2 目標）⇒建築完了（R1 年度） ・上水道 BCP 策定数：12 市町村（R2 目標）⇒12 市町村（達成率 100%）（R1 年度）		

2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生　【重点化】	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（避難所の環境確保）		
新規県の助成制度を活用して指定避難所の環境整備に取り組む市町村数	3 市町村	19 市町村

３．行政機能の確保

・行政機関は災害発生直後から、災害対策本部及び支部を設置し、救助・救援活動や医療活動の迅速な対応、その後の経済活動、復旧・復興に向けた活動の基幹となる。このため、防災拠点となる官庁等の耐震化･耐水化等の耐災害性の向上、停電時の電力の確保、情報通信回線の確保・複数化とともに、物資の備蓄等を推進する。

・各行政機関における業務継続計画（BCP）の検証と見直し、実効性の向上のための訓練等の取組の促進、災害時の応援協定の締結、各分野における人材の確保・養成、データのバックアップ等により、業務継続体制の強化を図る。特に、浸水対策が十分であるか見直しを図る。

・県内外の大規模災害時の広域応援体制の強化に向け、中国地方や関西広域連合との広域的な連携を図るとともに、同時被災の可能性が低い徳島県とのカウンターパートの取組の一層の促進を図り、非常時に優先して取り組む業務の継続に必要な応援･受援体制を確保する。

・停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置等の整備を推進し、災害時の交通の円滑化を図る。

・災害等発生時における被災者支援の円滑化、迅速化を図るため、マイナンバーカードの活用等のデジタルトランスフォーメーションの取組を推進する。

・デジタルトランスフォーメーションに合わせた情報通信基盤の整備の強化を図る。

3-1	警察機能の低下（治安の悪化、重大交通事故の多発）	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（拠点施設の機能強化）		
再掲警察庁舎の耐震化率	100%	100%
県警察における BCP 策定率	100%	100%
県警察施設における衛星携帯電話配備率	100%	100%
燃料確保に関する協定締結（鳥取県石油商業組合との協定締結）	締結済	締結継続
職員の安否確認・招集システムを活用した迅速な職員招集等の実施	指標なし	継続運用
（交通管制システムの高度化）		
再掲交通監視カメラの設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置
再掲交通情報板の設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置
再掲情報収集提供装置の設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置
再掲信号機電源付加装置の設置による停電時の電源確保	74 台	緊急輸送道路に優先設置

3-2	県庁及び県機関の機能不全 【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
（防災活動拠点の機能強化）		
再掲県有特定既存耐震不適格建築物の耐震化率	99%	100%
県庁 BCP の実効性向上、定期的な訓練、計画見直し	BCP 策定運用中	BCP 策定運用中
災害時の応急対策の実施のための職員派遣、他の都道府県に派遣要請	取組中	取組中
（施設耐震化や回線多重化等）		
情報･通信機能の確保及び充実整備	取組推進	取組推進
代替拠点への移転計画作成及び通信施設の優先的復旧依頼	取組推進	取組推進
災害本部･支部となる庁舎、消防学校の非常用発電機の浸水対策	60%	100%
（広域的な連携強化）		
中国地方、関西広域連合での協定による相互支援	取組継続	取組継続
徳島県との相互応援協定による円滑な受援の確保	指標なし	取組推進
【参考】第１期計画で完了した KPI ・庁内 LAN のサーバーと通信機器設置建物の耐震化：耐震機能維持更新（R2 目標）⇒100%（R1 年度） ・情報ハイウェイの回線二重化及びループ化：すべてを整備（R2 目標）⇒100%（R1 年度） ・ICT-BCP（情報システム部門の業務継続計画）策定率：100%（R2 目標）⇒100%（R1 年度） ・岡山県データセンターへのインターネットやノーツシステムのバックアップ：対策済み（R2 目標）⇒100%（R1 年度）		

3-3	市町村等行政機関の機能不全 【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
（拠点施設の機能強化）		
市町村 BCP 策定率（19 市町村＋3 広域連合・一部事務組合）	100%	100%
市町村庁舎の非常用発電機の配備	100%	取組推進及び耐水性向上
（情報通信機能の強化）		
業務システムへのクラウドサービス導入済市町村数	クラウドサービス導入率 94.7%	94.7%
新規マイナンバーカードの交付率	13.6%	63.0%
【参考】第１期計画で完了した KPI ・ICT-BCP(情報システム部門の業務継続計画)策定率：100%（R2 目標）⇒100%(R1 年度)		

４．情報通信機能の確保

・情報通信においては、災害直後から地域の被災状況、交通物流等の情報を広域的、継続的に配信する必要がある。このため、情報収集と配信を行う行政、情報関係事業者の機能確保を図るため、関連施設の耐震化をはじめ、自家発電施設の設置等の電力供給のバックアップ整備等、通信システムの機能維持を推進する。

・光ファイバーや５Ｇ（第５世代移動通信システム）などの超高速情報通信網の整備を推進する。

・県民、外国人観光客を含む来県者等の迅速な避難行動を促すため、テレビ、ラジオが中断した場合であっても、あんしんトリピーメール、SNS、ホームページ等の手段によって、情報提供を可能とする体制の強化を図る。

・長期間の停電が発生した際においても指定避難所の機能、生活環境が維持できるよう、指定避難所の電源対策についても取組を推進する。

4-1	情報通信機能の麻痺・長期停止 （電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等）	【重点化】
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
（情報通信施設の機能強化）		
超高速情報通信網（光ファイバー網）整備市町村数	14 市町村	19 市町村
防災関連通信設備の機能強化	取組推進	取組推進
衛星系行政無線の電力供給停止に係る機能強化	取組推進	取組推進
各警察施設における非常用電源装置（自家発電装置）の整備	100%	100%
警察施設の自家発電設備用燃料の確保（鳥取県石油商業組合との協定締結）	締結継続中	締結継続中
新規５Ｇ特定基地局の設置状況	2 箇所	50 箇所
（情報伝達手段の多様化）		
再掲市町村における避難情報等の伝達体制の整備 （取組例） ・　戸別受信機の設置 ・　屋外拡声器の設置 ・　テレビ、ラジオへの情報配信依頼 ・　あんしんトリピーメールによる情報配信 ・　自治会・消防団への情報配信依頼 ・　緊急速報（エリア）メール ・　ホームページによる情報配信	指標なし	取組推進

５．地域経済活動の維持

（経済活動、サプライチェーンの維持）

・大規模自然災害時や、新型コロナウイルスを含む新型感染症などの新たなリスク等における事業活動の早期再開を図るため、個別企業の業務継続計画（BCP）策定を促進する。

・北海道胆振東部地震で問題となった大規模停電（ブラックアウト）による経済的損失を最小限に留めるため、民間企業や農林水産業者に対し自家発電機等の設置を支援するなど BCP 実効性の向上を促進する。

・金融機関、県内商工団体、物流事業者及び同時被災の可能性が低い地域間の連携等による経済活動の継続に向けた取組を促進するとともに、地域経済を牽引する企業の育成を図る。

・太平洋側の経済活動をバックアップするため、大都市圏からの本社機能等の県内移転、海外に進出していた製造拠点等の国内回帰や海外企業の日本への拠点設置を促進する。

・輸送基盤の防災・減災対策を進め、燃料供給ルートを確保し、サプライチェーンを維持する。特に、新型コロナ感染症により明らかとなった、サプライチェーンリスクに対応するため、サプライチェーンの一極集中是正として国内回帰・多元化を図る。また、電力会社、ガス事業者等の施設の耐震化や業務継続計画（BCP）による災害対応力の強化を図る。

・災害発生時において、工業用水関係施設が甚大な被害を受けない様に、管路の老朽化対策や耐震化等の施設整備を進める。

・災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備整備等の支援を図る。また、県内の地域新電力を通じて地産電力を調達・供給するなど、地域におけるエネルギーの地産地消に向けた取組を推進する。

（交通インフラネットワーク整備）

・東日本大震災では、太平洋側のネットワークに機能不全が生じ、日本海側の道路・鉄道・港湾等が、救助・救援やその後の復旧活動等に全面的に活用されたことから、南海トラフ地震を念頭に、日本海側と太平洋側の連携強化によるネットワークの多重性・代替性の確保に取り組む。

・国土の強靭化を進めていく上では、諸機能が集中する太平洋側のバックアップ機能を確保する日本海国土軸の形成が不可欠であり、山陰道の北条道路の整備、山陰近畿自動車道の岩美道路、南北線（鳥取～覚寺間）の整備、境港や鳥取港から高速道路網へのアクセス改善等の交通物流のミッシングリンクの解消と米子自動車道、鳥取自動車道等の高速道路の付加車線整備や 4 車線化による機能強化を促進する。

・災害発生時の鳥取砂丘コナン空港等の空港機能の早期復旧及び業務継続体制の強化を図るとともに、鉄道施設の耐震対策や交通結節点である米子駅等の鉄道駅の耐震化等により、ブラックアウトを含む災害への対応力向上を図る。
・分散型国土を形成するうえで基軸となる高速鉄道化については、全国の高速鉄道ネットワークとのアクセス改善等そのあり方を検討していく。
・国土の基軸となるこれらの高速道路網、鉄道網等における交通の結節点は、物流・人流が集中することから、その安全で円滑な移動ための機能強化を図る。
・本県の特性を活かし「コンパクト＋ネットワーク」による防災機能を含めた交通・物流・人流の充実のため、各地域に道の駅等を活用した「小さな拠点」づくりの取組を進める。また、緊急輸送道路となる地域高規格道路の倉吉道路、倉吉関金道路、江府道路、鍵掛峠道路をはじめとする道路網整備によるネットワークを構築する。
・物流等の途絶を避けるため、緊急輸送道路の防災・減災対策や機能向上及び代替性を強化するとともに、緊急時の迂回路を早期に構築する。
・救援物資の円滑な流通のため、民間物流施設等を活用した物資輸送拠点の指定を進め、被災現場のニーズを踏まえた救援物資の輸配送体制を確保する。
・道路ストック点検とインフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、道路施設の老朽化対策や道路斜面等の防災対策、緊急輸送道路等の耐震化と機能強化の着実な推進等、道路施設の適切な維持管理を推進する。

（港湾・鉄道機能の強化）
・災害発生時の経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾、漁港の機能強化を推進する。
・北東アジアゲートウェイ「境港」の強靱化の推進とともに、「境港流通プラットホーム」の取組による国内海上輸送航路のミッシングリンク解消と竹内南地区貨客船ターミナルの防災拠点化や境漁港高度衛生型市場・漁港の耐震化等の整備を計画的に推進する。
・災害発生直後からの道路啓開の活動とともに、道路の被災状況や優先港と接岸岸壁を考慮しつつ、機能停止に陥った港湾・漁港の早期の回復を行う活動（航路啓開）の実効性を高める取組を進める。
・鳥取港の主要航路切り替え計画を盛り込んだ港湾計画見直しに伴い、鳥取港の機能回復と整備を推進する。
・大規模地震時の交通機関被害予測を踏まえ、鳥取県と県内市町村の JR 西日本との相互協定の活用と運送障害に強い鉄道貨物輸送体系の構築等、交通物流の多重化・代替性の確保を図る。
・地方創生の動きを踏まえた大都市圏からの本社機能等の県内移転、海外に進出していた製造拠点等の国内回帰や海外企業の日本への拠点設置を促進する。

（食料等の安定供給）

・豊かな森林資源の活用、評価の高い農畜産物及び豊富な水産物の安定的な供給による競争力の確保等、農林水産業の活力増進を図る。また、境漁港高度衛生管理型市場・漁港の整備等、水産物の供給拠点の機能強化を併せて推進する。

・県内地方卸売市場の衛生面・防災面の機能強化を目指し、生鮮食品等の安心・安定供給体制を推進する。

・地震や豪雪・台風などによる農畜産物被害の防止・軽減を図るため、被害の未然防止に向けた農業技術対策や農業用施設の点検・補強等を推進する。

・地震等の災害発生時に、老朽化により農地や一般公共施設に被害を及ぼす恐れのある土地改良施設（排水機場、頭首工等）について、必要な機能保全対策等を進める。

・災害発生時には、被災・停電等による給油所の営業停止や道路機能の麻痺による燃料の供給量不足により需要者まで燃料が供給されない恐れがあるため、給油所の防災力向上や県民への自家用車等も含む平時からの燃料備蓄を呼びかける。

（用水の安定供給）

・災害時における渇水被害の抑制や影響を最小化できるよう、事業者と連携のうえ、上水道、工業用水道の耐震化及び農業水利施設の保全整備を進める。また、人材やノウハウの強化等についても進める。

・上水道、工業水道、農業水利施設について、長寿命化を含めた戦略的な維持管理と機能強化を図る。

・渇水時には関係者の情報共有を緊密に行う必要があるため連絡体制を整備し、取水制限など必要な対応を行う。

・危機時の代替水源として災害時協力井戸など地下水活用の取組を推進する。

5-1	地域競争力の低下、県内経済への影響（ｻﾌﾟﾗｲﾁｪｰﾝの寸断、ｴﾈﾙｷﾞｰ供給の停止、金融ｻｰﾋﾞｽ機能の停止、重要産業施設の損壊等）	【重点化】
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（関係者連携と BCP 策定運用）		
県又は国等の支援を受けた企業が策定した BCP の策定数	224 社	440 社
商工会議所・商工会 BCP 策定率	22%	22%
商工会議所・商工会と行政機関の連携の推進	6 団体	取組推進
商工会議所・商工会と地元企業の連携の推進	1 団体	取組推進
金融機関（銀行・信用金庫）BCP 策定率	100%	100%
本社機能移転、製造・開発拠点集約企業の立地件数	9 件	14 件
市町村・商工団体との連携による地域創業件数	1,360 件	2,860 件
事業承継成約件数	22 件	取組推進
地域経済牽引事業計画の認定件数	24 件	44 件
（道路・港湾・鉄道インフラ機能強化）		
再掲県内高速道路ネットワークの供用率（北条道路などの整備促進）	62.4% （168.8km/ 270.6km）	66.7% （180.4km/ 270.6km）
国内 RORO 船（ロールオン・ロールオフ船）定期航路就航による日本海側における海上輸送網のミッシングリンク解消	0 航路	1 航路
国際コンテナ取扱量	26,416TEU	32,000ＴＥＵ
地域防災計画に基づく耐震岸壁整備	取組中	100%
再掲JR 西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結	締結済	取組継続
（燃料、工業用水等の供給確保）		
再掲各エネルギー事業者における供給体制の整備	指標なし	取組推進
燃料供給先の優先順位の整理	指標なし	検討整理
工業用水道施設の耐震化	指標なし	耐震化推進
木材素材生産量	31 万m3	40 万m3
基幹的農業水利施設の保全計画策定	41 箇所	63 箇所
新規環境配慮経営に取り組む企業数	119 社	200 社

5-2	交通インフラネットワークの機能停止 【重点化】	
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
（高速道路、海上輸送のミッシングリンク解消）		
再掲県内高速道路ネットワークの供用率(北条道路などの整備促進)	62.4% (168.8km/270.6km)	66.7% (180.4km/270.6km)
再掲国内 RORO 船（ロールオン・ロールオフ船）定期航路就航による日本海側における海上輸送網のミッシングリンク解消	0 航路	1 航路
（橋梁耐震化等による機能強化）		
再掲緊急輸送道路橋梁の耐震化率	99.2%	100%
再掲避難路、物資輸送ルートの法面要対策箇所の対策率	67%	75%
再掲土砂災害危険箇所整備率	26.9%	28.3%
再掲山地災害危険地区整備率	35.9%	36.9%
新規代替路機能を併せ持つ林道（対象：7 路線）の全体計画延長に対する整備率	70%	78%
新規緊急輸送道路強化の実施箇所数	— (R2 年度整備中：29 箇所)	77% (24 箇所/31 箇所)
新規 再掲鳥取県道路橋りょう長寿命化計画の推進	継続実施	継続実施
（交通結節点の機能強化）		
再掲JR 西日本主要駅舎の耐震化率（鳥取駅、倉吉駅、米子駅）	66.7%	100%
（BCP 策定運用）		
鳥取空港 BCP 策定・運用	100%	100%
境港などの重要港湾 BCP 策定・運用	100%	100%
（交通管制システムの高度化）		
再掲交通監視カメラの設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置
再掲交通情報板の設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置
再掲情報収集提供装置の設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置
再掲信号機電源付加装置の設置による停電時の電源確保	74 台	緊急輸送道路に優先設置

5-2	交通インフラネットワークの機能停止（続き）	【重点化】
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（関係者の協力連携）		
再掲JR 西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結	締結済	取組継続
再掲関西広域連合と関係バス協会が大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定締結	締結済	取組継続
県内両空港の連携（CIQ（税関・出入国管理・検疫）等含む）	指標なし	取組継続

5-3	食料等の安定供給の停滞	【重点化】
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（関係者の協力連携）		
農林水産関係団体を通した、生産者等に対する出荷要請の実施	指標なし	指標なし
再掲県又は国等の支援を受けた企業が策定した BCP の策定数	224 社	440 社
再掲JR 西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結	締結済	取組継続
（拠点施設等の耐震化）		
流通拠点漁港の耐震化の推進（境漁港）	取組中	100%
再掲緊急輸送道路橋梁の耐震化率	99.2%	100%
【参考】第１期計画で完了した KPI ・各種協定などに基づく具体的な受援マニュアル等の作成：取組推進（R2 目標）⇒作成（改定）済（R1 年度）		

5-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（耐震化等による機能維持）		
再掲工業用水道施設の耐震化	指標なし	耐震化推進
新規基幹的農業水利施設の保全対策を実施した地区数	11 地区	23 地区
再掲上水道基幹管路の耐震化率	26.7%	32.7%
災害時協力井戸の登録	86 件	100 件

６．ライフラインの確保及び早期復旧

（エネルギー供給ネットワークの維持）

・大規模自然災害が発生した際、ライフラインの確保は経済社会システムの機能継続に必須であるため、ライフライン被害予測等を踏まえた防災・減災対策や多重性・代替性の確保の取組を促進する。

・電力の長期供給停止や大規模停電（ブラックアウト）を回避するため、電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備等）の防災・減災対策や災害発生時の早期復旧及び電力会社の業務継続体制の検証等、災害対応力の強化を図る。

・台風、短期的・局地的豪雨による出水等においても、水力発電用の導水設備等の機能が保持されるよう、定期的な点検・診断、適切な維持管理、修繕・更新を図る。また、土砂災害警戒区域等において人家等に影響を及ぼす可能性のある導水施設等については、ハザードマップへの記載等により地域住民へ公表し、周知を図る。

・ガス、石油等の燃料は、地域の産業を支えるエネルギーであり、災害対応力の強化とサプライチェーン確保は不可欠であるため、ガス供給に係る中低圧本支管の耐震化を推進するとともに、官民連携による石油供給ルートの維持を図る。

・空港、港湾機能の維持又は早期復旧を図り、地域経済における物流ルートを確保できるよう、鳥取空港、鳥取港、境港等の業務継続計画（BCP）の検証等、実効性の向上を図る。

・災害発生時の電力需要の逼迫に備え、官民が連携し、自家発電設備や蓄電池で給電する無停電電源装置の導入拡大を促進する。

・地域に存する資源を有効に活用し、木質バイオマスや小水力等の多様な再生可能エネルギーの導入を進め、風力や太陽光、温泉熱、地中熱についても、技術進歩を踏まえながら、更なる導入拡大を図る。

・災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備整備等の支援を図る。また、県内の地域新電力を通じて地産電力を調達・供給するなど、地域におけるエネルギーの地産地消に向けた取組を推進する。

（上下水道等の供給）

・地域生活に不可欠となる上下水道の災害対応力を強化するため、基幹管路やポンプ場・終末処理場の耐震化・耐水化、老朽化対策、BCP による機能継続を図る。さらに、非常時の生活用水を確保するため、応急給水拠点体制の整備や災害時協力井戸の普及を図る。

・避難所における身体的な負担を軽減するため、仮設トイレの供給体制の構築、簡易トイレの備蓄、マンホールトイレシステムの整備を推進する。

・工業用水道については、管路の老朽化対策や耐震化等の施設整備を進める。
・液状化に起因する建物被害予測等を踏まえ、地域の実情にあった防災・減災対策や早期復旧対策等の取組を推進する。

（地域交通ネットワークの維持）
・輸送ルートの確実な確保や地域間の輸送ルートの代替性確保のため、高速道路未開通区間や地域高規格道路の整備推進、幹線道路ネットワークの整備推進及び緊急輸送道路等の耐震化や老朽化対策、道路斜面等の防災対策を着実に推進する。
・橋梁を含めた道路インフラの老朽化については、予防保全による修繕等の取組を推進する。
・地域交通の維持のため、交通情報板や交差点制御機の整備等による交通管制の高度化、鉄道事業者等の交通関係機関との連携による輸送ルートの確保等、ハード・ソフト両面からの取組を推進する。
・液状化危険度予測や路面下空洞調査を踏まえた対策を実施するほか、豪雪（倒木等を含む）による分断を防ぐための道路除雪・啓開体制を整備し、地域交通ネットワークの早期復旧対策等の取組を推進する。
・中山間地域等における多様な主体が管理する道路を把握し、避難路や代替輸送路の確保のため、災害時の迂回路となる農道や林道の必要な整備を進める。
・道路啓開体制の構築等早期復旧の実効性の確保のため、災害発生直後から道路の被災・寸断状況の道路交通情報を的確に把握するとともに、災害応援協定を締結している建設業協会等と連携した取組を進める。また、災害発生時の緊急対応を強化するため、傷害保険の規定を追加するなど災害時応援協定の更なる充実を図る。
・物的・人的資源の迅速な輸送のため、域内を結ぶ緊急輸送道路の防災・減災対策の実施や機能向上及び代替性を強化する。

6-1	電力供給ネットワーク等機能停止 （発変電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等）	【重点化】
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（関連施設の耐震化等）		
電力事業者による発電所構造物、設備及び送電線などの耐震化等の整備	100%	100%
再掲発電所構造物、設備及び送電線などの耐震化等の検討	指標なし	取組推進
再掲ガス事業者による施設の耐震化率（中圧本支管）	100%	維持管理更新
再掲ガス事業者による施設の耐震化率（低圧本支管）	94.1%	99% （R10 年度目標）

6-1	電力供給ネットワーク等機能停止 （発変電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等）（続き）	【重点化】
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（代替エネルギーの確保）		
ダム管理用小水力発電設備整備	1 ダム	1 ダム
新規 再掲とっとり EV 協力隊登録数	42 台	80 台
新規 再掲環境配慮経営に取り組む企業数	119 社	200 社
新規需要電力における再生可能エネルギーの割合	38.7%	60% （R11 年度末）
【参考】第 1 期計画で完了した KPI ・発電所土砂災害防止対策率(土砂災害特別警戒区域)：50%（R2 目標）⇒50%（R1 年度から PFI 事業へ移行）		

6-2	上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止 （用水供給の途絶、汚水流出対策含む）	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（上下水道の耐震化と BCP 策定運用）		
再掲上水道基幹管路の耐震化率	26.7%	32.7%
再掲地震対策上重要な下水道管渠の耐震化率	54.6%	56.1%
再掲下水道 BCP 策定率	94.74%	100%
再掲マンホールトイレシステムの整備	47 基	136 基
再掲仮設トイレ備蓄数	92 台	備蓄推進
再掲簡易トイレ備蓄数	960 セット	備蓄推進
単独処理浄化槽の基数	14,286 基	13,000 基
農業集落排水施設の機能診断実施処理区数	104 処理区	166 処理区
再掲災害時協力井戸の登録	86 件	100 件
新規下水道施設の耐水化率 （対策済み／耐水化が必要な施設数）	—	35% （5 施設/14 施設）

6-2	上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止 （用水供給の途絶、汚水流出対策含む）（続き）	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（工業用水の耐震化）		
再掲工業用水道施設の耐震化	指標なし	耐震化推進
【参考】第１期計画で完了したKPI ・各種協定などに基づく具体的な受援マニュアル等の作成：取組推進（R2 目標）⇒作成（改定）済（R1 年度） ・上水道 BCP 策定数:12 市町村(R2 目標)⇒12 市町村(達成率 100%)(R1 年度)		

6-3	地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む）	【重点化】
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（地域交通ネットワークの確保）		
再掲県内高速道路ネットワークの供用率（北条道路などの整備促進）	62.4% （168.8km/270.6km）	66.7% （180.4km/270.6km）
再掲緊急輸送道路橋梁の耐震化率	99.2%	100%
再掲避難路、物資輸送ルートの法面要対策箇所の対策率	67%	75%
再掲土砂災害危険箇所整備率	26.9%	28.3%
再掲山地災害危険地区整備率	35.9%	36.9%
再掲地域防災計画に基づく耐震岸壁整備	取組中	100%
新規 再掲緊急輸送道路強化の実施箇所数	― （R2 年度整備中：29 箇所）	77% （24 箇所/31 箇所）
新規 再掲鳥取県道路橋りょう長寿命化計画の推進	継続実施	継続実施
（BCP 策定運用）		
再掲鳥取空港 BCP 策定・運用	100%	100%
再掲境港などの重要港湾 BCP 策定・運用	100%	100%
（交通管制システムの高度化）		
再掲交通監視カメラの設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置
再掲交通情報板の設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置
再掲情報収集提供装置の設置数	指標なし	緊急輸送道路に優先設置
信号制御機の更新数（計画的な更新の実行）	指標なし	緊急輸送道路に優先設置

6-3	地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む）（続き） 【重点化】		
重要業績指標		策定時 （R1）	目標 （R7）
（関係者との協力連携）			
再掲 JR 西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結		締結済	取組継続
新規 再掲 災害時応援協定に傷害保険の規定を追加する団体数		—	4 団体

7．二次災害の防止

（大規模火災、広域複合火災）

・地震後の火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進する。また、被災建物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の活用により、倒壊の恐れのある家屋等での二次災害の防止を図る。

・地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに耐震性貯水槽の整備等を進める。

・工業用地等での火災、煙、有害物質等の流出を伴う広域複合火災により、周辺生活環境や経済活動等に甚大な影響を及ぼさないよう関係機関による対策の促進及び災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する取組を推進する。

・地震災害等過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察・消防等の体制や装備資機材等の更なる充実強化を図るとともに、消防団、自主防災組織等の充実強化やDMAT（災害派遣医療チーム）の活動確保等、初動対応力の向上と救助・救急体制の充実強化を図る。

・身を守る行動について、自らの命は自ら守るという意識を浸透させるため、住民への継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。

（ため池、ダム、農地・森林等）

・築造年代が古く、決壊により下流の人家等に影響を及ぼすおそれのあるため池の評価及び防災工事、ハザードマップの整備等、総合的な対策を推進する。

・上流ダムの緊急放流による下流域の浸水被害等二次災害を防止するための対策を推進する。

・大規模地震や台風等の豪雨、短期的・局地的豪雨等において、治水や発電用等のダム、土地改良施設（排水機場、頭首工等）の機能が保持されるようインフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき施設点検と予防保全型管理を推進するとともに、耐用年数を迎えるダム管理設備等の計画的な更新・改良を図る。

・大規模な土砂崩れに伴う土砂ダム形成や流木流出による河川閉塞等の二次災害防止のため、土砂災害防止施設の整備や治山対策等を推進する。

・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果等多様な機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の適切な保全管理の取組を推進する。

・森林の荒廃防止及び森林の持つ国土保全機能の保全・発揮のため、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、造林、間伐等の適正な森林整備や林道等の路網整備、総合的かつ効果的な治山対策等を計画的に推進する。また、野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

（有害物質）

・有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、PCB 廃棄物の保管事業者に対して PCB 汚染処理機器の適正保管や早期処理を指導する等の取組を推進する。

・河川、港湾等の水域における有害物質の流出拡散による地域住民や利用者、環境への影響を防止するため、各管理者を含めた関係者が連携し、応急処置、水質分析監視、原因者への指導等の取組を推進する。

（風評被害）

・大規模自然災害の長期化による風評被害に対応するため、正確な情報収集を踏まえた県内外への的確な情報発信のための体制強化を図る。

7-1	大規模火災や広域複合災害の発生	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（活動人員の確保）		
再掲自主防災組織率	88.1%	94.8%
再掲自主防災組織の資機材整備	継続実施	継続実施
再掲消防団員数	4,865 人	5,129 人
再掲緊急消防援助隊の増隊	55 隊	58 隊（R5）
再掲関係機関との合同訓練、警察独自訓練の実施	指標なし	取組推進
避難誘導体制の整備・訓練の実施	指標なし	取組推進
再掲被災地への DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣（100%保有）	鳥取 DMAT 指定医療機関（4 病院）との派遣協定締結	協定締結の継続による体制強化
再掲県内の災害発生時に医療救護班の受入れや被災地への配置調整等のｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ機能を担う組織の迅速な設置のため、「鳥取県災害医療ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ」及び「鳥取県地域災害医療ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ」を委嘱	継続委嘱	委嘱継続による体制強化
被災建築物応急危険度判定士の登録数	1,026 人	1,100 人
被災宅地危険度判定士の登録数	664 人	登録数拡大と連携強化
新規技能指導官等による管区機動隊員への救出救助技術等の向上を目的とする指導の実施（年間最低 1 回の教養を目標とし、実施できれば 100%とする）	100%	100%維持
（延焼防止対策の推進）		
再掲感震ブレーカー設置率	22.7%（参考）	50% （R10 年度目標）

7-2	ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生 （農地・森林等の荒廃による被害を含む）	【重点化】
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（ため池、ダム等施設の耐震化等（横断的分野（老朽化対策）と連携）		
再掲発電所構造物、設備及び送電線などの耐震化等の検討	指標なし	取組推進
防災重点ため池で整備優先度が高いものから防災工事の実施	7 箇所	39 箇所
新規ダムの堰堤改良	5 ダム	取組推進

7-2	ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生 （農地・森林等の荒廃による被害を含む）（続き）	【重点化】
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（農地、森林が持つ国土保全機能の確保）		
地域ぐるみで農地維持に取り組む農用地面積の割合	51%	60%
森林の多面的機能を維持するための間伐の実施	3,015ha/年	3,900ha/年
再掲山地災害危険地区整備率	35.9%	36.9%
再掲木材素材生産量	31 万m3	40 万m3
農林水産業関連の新規就業者数	270 人/年	270 人/年
（危険情報の周知）		
再掲防災重点ため池のハザードマップ作成	95 箇所	289 箇所

7-3	有害物質の大規模拡散・流出	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（防災訓練の実施）		
対応能力向上訓練の実施回数（原子力訓練）	2 回/年	2 回/年
（有害物質の拡散・流出の防止）		
ＰＣＢ汚染機器処理進捗率（高濃度機器：安定器等）	93%	100%
ＰＣＢ汚染機器処理進捗率（高濃度機器：高圧ﾄﾗﾝｽ・高圧ｺﾝﾃﾞﾝｻ）	99.6%	100%
ＰＣＢ汚染機器処理進捗率（低濃度機器）	96%	99%
河川における水質事故発生時の関係者連携	取組推進	取組推進
再掲境港などの重要港湾 BCP 策定・運用	100%	100%

7-4	風評被害等による県内経済等への甚大な影響	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（農林水産物の出荷情報等収集と消費者への提供）		
農林水産物の出荷情報や食品との関連についての正確な情報の収集と消費者への提供を実施	―	取組推進
（観光客数の維持拡大）		
正確な情報収集と情報発信する体制づくりを行う県外での観光情報説明会の開催	6 回/年	6 回/年

８．迅速な復旧・復興

（大量の災害廃棄物）

・早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定とともに、ごみ焼却施設の耐震化や老朽化対策、非常用電源の確保、仮置きするためのスットクヤードの確保等の検討を図る。

・市町村における災害廃棄物処理計画の策定を推進し、災害廃棄物への処理体制の強化を図る。

（人材等の不足）

・災害発生時の障害物の除去、緊急輸送道路や地域交通等の確保のための道路啓開活動、河川増水に伴う水防活動、雪害時の除雪作業等を迅速かつ効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通した建設業者の協力・支援を図り、災害時の地域住民、行政機関、建設業者等との連携体制の強化を図る。

・建設業の担い手確保・育成のため、建設工事の生産性向上や元請下請関係の適正化及び技能労働者を含めた建設従事者の就労環境の改善を図るとともに、若年者・女性の活躍推進に向けた取組を推進する。

・平時から次世代を担う若手がまちづくり・地域づくりに関わる機会を整え、災害時の合意形成を含めた復興事業を円滑に実行できる環境整備を進める。

・災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、早期復旧のための国の技術的支援を行う TEC-FORCE の派遣等、国との連携や県同士の相互応援体制の強化とともに、インフラ維持管理や災害復旧を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者等の確保育成を図り、これらの職員が不足している市町村に対する技術的支援を推進する。

・復旧・復興に必要な中長期派遣要員を確保する。

・被災家屋周辺の土砂撤去、除雪、その他の生活支援等について、災害ボランティアが災害初期から効果的に機能するよう、円滑な受入れと適切な運営ができるような体制づくりを図る。

・被災住宅の早期復旧・復興を図るため、迅速な罹災証明発行等の体制を構築するとともに、住宅修繕工事の人材不足確保に向けた対策の推進を図る。

・災害発生時の医療機能を持続するため、医療人材の確保・育成を図るとともに、医療従事者の職場の喪失による流出を防ぐため医療機関の耐災害性を高める。

（文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等）

・文化財の災害による被害防止・軽減のため、施設の耐震対策・防火対策等を推進する。

・災害により文化財の喪失を防止するため、文化財防災対策マニュアルの策定や市町村の文化財ハザードマップ作成の支援、指定・未指定文化財の抽出やリスト化を推進する。
・文化財の被災に備え、修復技術の伝承と必要な実技研修の実施を推進する。
・コミュニティの崩壊により、建築物等のコミュニティの中で維持されてきた有形文化財に影響する恐れがあるため、コミュニティ活力の維持を図る。
・地域の災害対応力の向上のため、自主防災組織等による地域ハザードマップ作成・訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、事例や研究成果等の共有による地域の防災体制強化等の取組推進と関係機関等が連携した支援の充実を図る。
・地域コミュニティの充実強化のため、高齢化が進む中山間地域の移住促進やボランティア等の受入れ、避難行動要支援者のサポートを含む自主防災組織の活動を推進する。

（基幹インフラの損壊）
・輸送モード相互の連携・代替性の確保による交通ネットワークの多重化を図るため、山陰道の北条道路、山陰近畿自動車道の岩美道路、南北線（鳥取～覚寺間）をはじめとする高速道路ネットワークの着実な整備の推進とともに、竹内南地区貨客船ターミナルの防災拠点化等整備を計画的に推進する。
・緊急輸送道路、鉄道、空港、港湾等の交通施設の災害対応力を強化するため、交通施設の被害想定の向上に取り組むとともに、インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づく老朽化対策、耐震化等を推進する。
・物的・人的資源の迅速な輸送のため、交通・物流に資する道路の機能向上及び代替性を強化する。
・基幹インフラ等の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の着実な進捗を図る。

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（災害廃棄物対策の推進）		
ごみ焼却施設災害時自立稼働施設数	1 施設	1 施設
災害廃棄物処理計画策定率（市町村）	5%	100%
災害廃棄物対応訓練の実施	訓練の実施	訓練の実施
【参考】第 1 期計画で完了した KPI ・災害廃棄物処理計画策定（県）：100%（R2 目標）⇒策定済（R1 年度）		

8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（人材の確保・育成（横断的分野（人口減少対策）との連携））		
建設業における担い手の確保・育成の取組	取組中	取組推進
建設業協会との防災協定の締結	100%	100%を維持
15～24 歳の転出超過数	1,136 人(R 元年)	600 人（R6 年）
県内大学等卒業者の県内就職率	28.9%	44.3%（R6）
移住者受入れ地域団体数	17 団体	20 団体 （R6 年度末）
新規 再掲看護職員数	10,023 人 （推計値）	10,434 人

8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（文化財の保存）		
新規文化財防災対策マニュアルの策定	―	計画策定
新規各市町村における文化財ハザードマップの作成数	―	19 市町村
新規実技研修講習会等の実施回数	―	2 回/年
新規全市町村におけるリスト作成数	―	19 市町村
（地域コミュニティの構築（横断的分野（リスクコミュニケーション）と連携））		
再掲自主防災組織率	88.1%	94.8%
ボランティア情報提供件数	533 件	1,100 件
スーパーボランティアによる土木インフラ管理及び地域づくりの推進	24 団体	25 団体
再掲市町村 BCP 策定率（19 市町村＋3 広域連合・一部事務組合）	100%	100%
再掲警察庁舎の耐震化率	100%	100%
再掲「鳥取県警察災害派遣隊の編成、運用等について」に基づく人員等の確保	指標なし	取組推進
「鳥取県警察災害警備計画」に基づく必要な体制の構築、適切な部隊運用	指標なし	取組推進

8-4	基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（基幹インフラの代替性・冗長性の確保のための整備促進）		
再掲県内高速道路ネットワークの供用率（北条道路などの整備促進）	62.4% （168.8km/270.6km）	66.7% （180.4km/270.6km）
新規交通・物流に資する道路強化の実施箇所数	― （R2 年度整備中：78 箇所）	91% （78 箇所/86 箇所）
地籍調査進捗率	32.9%	42%
（港湾・漁港施設の耐震化、空港・鉄道インフラ等の強化）		
再掲境港などの重要港湾 BCP 策定・運用	100%	100%
再掲流通拠点漁港の耐震化の推進（境漁港）	取組中	100%
再掲空港の耐震化率（鳥取空港、米子空港）	100%	100%
再掲JR 西日本主要駅舎の耐震化率（鳥取駅、倉吉駅、米子駅）	66.7%	100%
再掲 JR 西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結	締結済	取組継続

8-5	長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（洪水対策の推進）		
再掲河川整備計画の策定河川数	30 河川	31 河川
再掲国管理河川延長整備率（千代川、天神川、日野川）	公表時期未定	整備推進
再掲県管理河川延長整備率	47.0%	47.3%
再掲背水影響を踏まえた河川整備延長	6.5km	6.5km
再掲洪水に対する河川堤防の機能評価の実施	82 河川（200km）	82 河川（200km）
下水道と一体となった治水対策の取組	1 河川	1 河川
（浸水危険区域の周知、広域的な避難体制の構築）		
再掲内水ハザードマップ作成市町村数	1 市	4 市町
再掲計画規模を上回る降雨に基づく浸水想定区域の設定	20 河川	20 河川
再掲大規模な洪水に対する家屋倒壊危険ゾーンの設定	20 河川	20 河川
【参考】第 1 期計画で完了した KPI ・広域的な避難を想定した県内自治体及び県外自治体との相互応援協定の締結：取組推進（R2 目標）⇒取組中（R1 年度）		

９．横断的分野

大規模自然災害に対する強靭化は、人口減少が進む現状に立ち向かい、本県の強みと特性を活かして、持続的な地域社会を構築しながら進めていく必要があるが、これをより効率的、効果的に促進する上で、6 項目の横断的分野を設定し、施策分野横断間の連携、さらには、次のとおり「鳥取県令和新時代創生戦略」との相乗効果を高めていくこととした。

① リスクコミュニケーション分野

少子高齢化が進展する中、地域防災力を強化するためには、防災教育により自ら考え行動する自助の啓発と避難行動要支援者を地域住民でサポートする共助の体制づくりが必要である。このためには、子どもから高齢者を含め、ボランティア協力を活用した地域コミュニティの再構築が不可欠である。また、地域住民と行政の情報連絡体制を確保するための地域コミュニティ構築、浸水想定区域や浸水ハザードマップの周知･活用、住民が自ら避難基準を決める「避難スイッチ」の作成等に向けた意識醸成が課題となっている。

このことから、地域住民や外国人観光客を含めた来県者に向けた防災情報の提供や地域コミュニティ構築、に向け、リスクコミュニケーション分野を設定する。

「鳥取県令和新時代創生戦略」においても鳥取ならではの「防災文化づくり」を推進しており、住民や地域コニュニティーが主体的に避難行動を起こす「防災文化」の定着の推進、および「支え愛マップ」づくりなどを通じて鳥取県らしい人と人との絆を基調とした災害時の助け合い、支え合いや、住民、行政など多様な主体が協働して取り組む本県ならではの支え合いの活動（災害時支え愛活動）を促進する。

防災情報の提供については、平時の情報通信システムにおけるプッシュ型やプル型の伝達手段の多様化を図り、災害時には警戒避難情報の付加等情報を強化することにより、住民の自発的な避難行動等を促す。また、外国人観光客には、プッシュ型情報通信アプリ（あんしんトリピーなど、SafetyTips 等）を 介した円滑な情報伝達を図る。さらに、高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、手話を通じた防災サインの活用等の適切な情報伝達や避難体制の構築、平常時の見守り体制づくり等を推進する。

情報通信基盤を強化するため、超高速情報通信網（光ファイバーや５Ｇ（第５世代移動通信システム）など）の整備を進める。

地域コミュニティ構築については、コンパクトな県土を交通物流ネットワークで結節しながら住民自治活動の拠点施設整備を支援する（遊休施設等の活用を含む）とともに、住民による共助や中山間地域等で事業活動を行っている事業者など多様な主体が関わり、暮らしを守るための仕組み（小さな拠点）づくりを進め、地域活動プログラムを充実させる等により地域活性化と地域防災力の向上を併せて推進する。

事前防災の取組として、水防体制（建設業協会と連携した水防体制の構築、タイムラインの作成）の強化を図る。

国土強靱化は県と市町村が連携し、総力をあげて取り組む必要があるため、市町村に対する地域計画の策定支援（改定含む）を行い、計画推進に向け積極的に支援する。

② 老朽化対策分野

局地化、集中化、激甚化する気象災害の中、建設後 50 年以上を経過するインフラが急増しており、老朽化も加速していることから、適切な機能強化、補修、更新が急務となっている。また、少子高齢化が進展するうえで、行政庁舎等の防災拠点となる建物についても、その利用形態の変化に対応するとともに、市町村等の関係機関との連携を図りながら、統廃合を含めた適切な維持管理が必要となっている。

インフラの機能維持は、持続的な社会経済システムの発展を支える基盤として不可欠であり、国土強靱化を図るための「事前に備えるべき 8 つの目標」を達成する上で共通の課題となることから、老朽化対策分野を設定する。

これらインフラの機能維持に係る財政負担を軽減・平準化し、最適な配置を実現するため、「鳥取県公共施設等総合管理計画」に基づき、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施する。加えて、道路、河川、港湾等の土木インフラについては、「鳥取県インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、個別施設毎のメンテナンスサイクルを構築し、持続可能な社会基盤の構築を図っていく。

併せて、新技術等の導入を図りながら、維持管理に係る人材を確保・育成し、適切な管理体制を整備する。

③ 研究開発分野

人口減少社会やポストコロナ時代の「新たな日常」において国土強靱化を推進するうえでは、Society5.0 時代の超スマート社会の実現を目指し、先端技術を活用していく必要がある。また、新たな防災技術の開発による、効率的な防災減災の取組の推進のほか、先端技術を活用した製品の開発・生産により他地域の産業機能のバックアップを図る必要がある。このため、個別に設定する分野の枠組みを超え、産官学の連携、新技術開発・活用の促進に向け、研究開発分野を設定する。

研究開発分野の方向としては、豊富な森林等の本県が持つ資源を有効に活用するとともに、気候変動を踏まえたカーボンニュートラルの実現を目指し、次世代エネルギーに関する知見の集約化、研究開発及び人材育成の拠点化を図る。さらに、レーダー探査車を活用した路面下空洞調査、デジタルトランスフォーメーションの流れを踏まえ先端技術や IoT ネットワークを活用したタブレット等を用いた点検、点検結果の自動作成等インフラ維持管理システムの構築による維持管理・更新の効率化や、無人航空機（ド

ローン等）を用いた 3 次元測量とそのデータに基づく ICT 機械施工等の i-Construction の促進による建設生産性の向上等に取り組む。

また、人工知能（AI 技術）や IoT 等の更なる技術革新の活用を図りながら国土強靱化の推進と、生産コストの縮減とともに新たな産業の成長に向けた取組を進める。

④ 人口減少対策分野

「鳥取県令和新時代創生戦略」は、地域に暮らす一人ひとりが幸せを感じ、活気あふれる地域の持続を目指して「とっとり創生による持続可能な地域社会の実現」を推進するためのものである。また、Society5.0 の推進や関係人口など新たな人の流れを創出することで、地方創生の実現を加速させるとともに、地方創生の展開を通じて SDGｓのゴール達成を目指すものである。

その基本的な戦略は、本県の豊かな自然の魅力を活かして産業強化と新たなライフスタイルを創造する「豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる」、全国トップクラスのボランティア活動率を活用して県内ネットワークでの社会参画促進や県内の産業を支える人材を育成する「人々の絆がむすばれた鳥取のまちに住む」、コンパクトな県土を活かしたネットワーク構築による生活・経済圏域の拡大と新技術を含めた産業の成長を図る「幸せを感じながら鳥取の時を楽しむ」となっている。そして、これらの戦略の実現のために、市町村や他県を含めた広域的な連携と産官学民による協働によって推進することとしている。

これらの取組を下支えするのが社会インフラであり、交流・物流の拡大を支える交通物流ネットワーク確保等の社会基盤の整備、災害に対応できる浸水・土砂災害対策や道路防災対策等の安全・安心な県土づくりが不可欠となる。

このように、本県の国土強靱化における取組は、人口減少下での持続可能な地域社会の構築を進めていくものであり、この成果は平時の「鳥取県令和新時代創生戦略」にも資することとなるため、この戦略と相乗効果を高めながら調和させていく必要がある。

⑤ 人材育成分野

市町村と連携し、自主防災組織率の拡充を含めた地域住民全体による活動人員の確保・育成を推進する。

災害発生時の人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援等も想定した各種の実践的な訓練等により人材の育成を推進する。また、災害発生時の医療機能の持続するため、災害時医療に携わる人材の確保と育成を図るとともに、体制整備を進める。

迅速な復旧・復興を図るため、避難所の運営管理、罹災証明書交付等の災害対応を実施する市町村職員の育成支援を推進する。

道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保・育成を図る。

災害の専門家、建設業等の技術者に加え、防災ボランティア活動及びその後方支援等をはじめとした地域社会における指導者・リーダー（防災士（防災リーダー）、避難所運営リーダー等）などの人材を育成する。復興の観点からは、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む。

⑥ 官民連携分野

１期計画において進捗が遅れていた住民主体や民間事業者主体の取組を、より一層推進するとともに、災害対応において、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・

ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するため、官民連携によるソフト施策の充実を促進する。

飲料・食料等の生活関連物資や医薬品、燃料等の必要物資の確保と輸送、医療従事者の確保に係る民間事業者や業界団体との協定の締結を推進する。また、連携を反映した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進する。民間企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援する。

災害時の緊急対応を強化するため、災害時応援協定に傷害保険の規定を追加するなど協定の充実を図る。また、民間事業者の地域に精通した人員及び資機材の維持・確保や施設の堅牢化等についても推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める。

住宅の耐震化については、建築士事務所協会等と連携した広報活動や、自治会等と連携した勉強会を実施し、官民連携を図り、住宅耐震化を推進する。また、住宅以外の不特定多数が利用する建築物の耐震化についても、建築士事務所協会等と連携して推進する。

災害に対する強靭性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援を進めるとともに、災害対応や復旧・復興に必要な情報の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供、SNS の活用などの取組を推進する。

①リスクコミュニケーション		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
（警戒避難情報の伝達）		
主要観光施設の無料公衆無線 LAN カバー率	89%	90%
再掲超高速情報通信網（光ファイバー網）整備市町村数	14 市町村	19 市町村
鳥取情報ハイウェイの利用回線数（VLAN 数）	102.8% （1,696 件／目標 1,650 件）	91.9% （1,696 件／目標 1,845 件）
超高速モバイル通信電話の不感エリア箇所の解消率	不感解消率 99.5%	99.9%
（地域コミュニティ構築）		
再掲自主防災組織率	88.1%	94.8%
中山間集落見守り活動に参加する事業者数	72 事業者	85 事業者
暮らしを守るための仕組み（小さな拠点）づくりに取り組む地区数	30 地区	45 地区
再掲災害時協力井戸の登録	86 件	100 件
ふれあい共生ホーム設置数	72 箇所	95 箇所
再掲支え愛マップ取組自治会等箇所数	604 箇所	800 箇所（R6）
（防災教育・防災意識の啓発）		
再掲防災教育・裏山診断等の実施による住民意識の向上	防災教育:18 回/年 出前講座:10 回/年 裏山診断:4 回/年	防災教育:80 回(5 年間) 出前講座:50 回(5 年間) 裏山診断：20 回(5 年間)
再掲土木防災・砂防ボランティアの連携による点検・防災教育の実施	点検活動 4 回/年 裏山診断:4 回/年	点検活動:5 回(5 年間) 防災教育:5 回(5 年間) 裏山診断：20 回(5 年間) 出前講座:5 回(5 年間)
新規 再掲浸水表示板設置の取組地区数	―	15 地区
新規 再掲浸水想定区域図作成・公表数	― （R 元年度は作成まで）	5 ダム
新規 再掲ダム下流域で避難訓練、住民説明会等の実施	継続実施	継続実施

①リスクコミュニケーション（続き）		
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（活動拠点の強化、関係機関との連携強化）		
再掲被災地への DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣（100%保有）	鳥取 DMAT 指定医療機関（4 病院）との派遣協定締結	協定締結の継続による体制強化
再掲県内の災害発生時に医療救護班の受入れや被災地への配置調整等のｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ機能を担う組織の迅速な設置のため、「鳥取県災害医療ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ」及び「鳥取県地域災害医療ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ」を委嘱	継続委嘱	委嘱継続による体制強化
新規 再掲河川水位計の設置基数	124 基	170 基
新規 再掲タイムライン構築（改良）河川数	―	20 河川
新規 再掲５Ｇ特定基地局の設置状況	2 箇所	50 箇所
【参考】第１期計画で完了した KPI ・災害発生に対して拠点病院としての機能の維持：取組推進（R2 目標）⇒建築完了（R1 年度）		

②老朽化対策		
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（「鳥取県公共施設等総合管理計画」に基づく県有建物・インフラの機能維持・維持管理）		
鳥取県公共施設等総合管理計画の策定・運用	策定済	取組推進 （具体数値設定）
土木インフラ長寿命化計画（行動計画）による適切な維持管理 （道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、漁港施設、港湾施設、空港施設、治山砂防関係施設）	85% 個別計画策定率 （34 箇所/40 箇所）	100% 個別計画策定率
新規 再掲基幹的農業水利施設の保全対策を実施した地区数	11 地区	23 地区

③研究開発		
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（非常時にも活用できる資源の有効活用、次世代エネルギー開発の拠点化）		
内装材、ＣＬＴ等高付加価値製品生産量（原木換算）	3.9 万 m3	4.2 万m3
新規未来技術を実装したプロジェクトによりインフラ維持管理の効率化を図った県内自治体数	1 市町村	12 市町村

④人口減少対策		
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（鳥取県令和新時代創生戦略の目指す基本目標の推進）		
観光入込客数（年間）	1,013 万人/年	1,000 万人/年
外国人観光客宿泊者数（年間）	184,600 人/年	270,000 人/年 （R6 年）
再掲農林水産業関連の新規就業者数	270 人/年	270 人/年
合計特殊出生率	1.63 （R 元年）	1.73 （R6 年）
鳥取県未来人材育成奨学金助成者数	689 人	1,080 人 （R2～7）
再掲ふれあい共生ホーム設置数	72 箇所	95 箇所
IJU ターンの受入者数	2,169 人	12,500 人 （R2～6）
経営革新認定企業件数	183 件	1,020 件
ものづくりでの新規 ASEAN 展開企業数	21 社	30 社
北東アジア地域への新規展開企業数	57 社	70 社
中山間地域への立地件数	20 件	40 件
県域での新規性・成長性の高い創業件数	50 件	80 件
転出超過数	1,248 人 （R 元年）	R11 年（2029 年）までに転入・転出者を均衡させる

⑤人材育成		
重要業績指標	策定時 （R1）	目標 （R7）
（災害対応に係る人材の確保と育成）		
再掲防災士（防災リーダー）の登録者数	鳥取県内で 1,096 人	1,950 人
新規 再掲看護職員数	10,023 人 （推計値）	10,434 人
再掲建設業における担い手の確保・育成の取組	取組中	取組推進
再掲避難所運営リーダーを養成する職員の育成を行っている市町村数	12 市町村 （参考）	19 市町村
再掲被災建築物応急危険度判定士の登録数	1,026 人	1,100 人
再掲被災宅地危険度判定士の登録数	664 人	登録数拡大と連携強化
再掲自主防災組織率	88.1%	94.8%

⑥ 官民連携		
重要業績指標	策定時 (R1)	目標 (R7)
（民間との連携強化の推進）		
新規 再掲災害時応援協定に傷害保険の規定を追加する団体数	―	4 団体
新規 再掲とっとり EV 協力隊登録数	42 台	80 台
再掲住宅の耐震化率	83.9%	92.0%
再掲住宅以外の多くの者が利用する建築物の耐震化率（耐震診断義務付け対象建築物）	19 施設 (70.4%)	23 施設 (85.0%)
再掲県又は国等の支援を受けた企業が策定した BCP の策定数	224 社	440 社
再掲福祉施設 BCP 策定率	取組推進	100%
再掲自然災害等に対処する防災訓練の実施	取組推進	取組推進
再掲商工会議所・商工会と行政機関の連携の推進	6 団体	取組推進
再掲民間企業、団体等との飲料、食料、生活関連物資の調達に係る連携の推進	指標無し	取組推進
再掲県内全ての医薬品卸団体、医療機器団体との協定締結	4 団体	4 団体
再掲保健医療・福祉に係る職能団体との災害時の相互協力に関する協定締結	取組推進	取組推進
再掲燃料確保に関する協定締結（鳥取県石油商業組合との協定締結）	締結済	締結継続

３．個別施策分野の役割

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策プログラムは、必要となる取組の集合体であるが、これら個々の取組は、Ⅳ　3で定義したとおり、5つの個別施策分野に属するものである。脆弱性評価に基づく国土強靱化の方向性及び施策プログラムの設定を踏まえ、個別施策分野の役割を明確化するため、施策プログラムに掲載する具体的施策を再整理し、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ、国、県、市町村、民間等との連携等に留意して施策の推進を図る。

（１）　行政機能分野（行政機能／警察・消防等）

・災害発生直後から救助・救援、復旧・復興の活動拠点となる庁舎等の耐震化を促進するとともに、関係者との連携調整による必要物資の備蓄や停電時の電力確保等の機能強化により、災害対応力の向上を図る。
・各行政機関における業務継続計画（BCP）の検証と見直し、実効性の向上のための訓練等の取組の促進、災害時の応援協定の締結、各分野における人材の確保・養成、データのバックアップ等により、業務継続体制の強化を図る。
・市町村に対する地域計画の策定（改定含む）と計画推進に向けた支援を行うことで、県と市町村の強靱化対策への連携を強化する。
・災害情報の確実な伝達を図るため、情報通信施設の耐震化、通信回線の複数化、冗長化、受信施設の整備を促進する。また、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を含めた住民の的確な避難行動を確保するため、分かり易い情報を提供するとともに、自主防災組織の拡充や、平常時の見守り体制づくり等の地域コミュニティとの連携強化を図る。さらに外国人観光客を含む来県者への情報伝達と避難行動を確保するため、平時の情報伝達システムの多様化を図る。
・迂回路のない孤立する恐れのある集落について、消防防災ヘリコプター等による物資供給の確保及び携帯電話の不感地区解消による情報通信機能の確保を推進する。
・県内外の大規模災害時の広域応援体制の強化に向け、中国地方や関西広域連合との広域的な連携を図るとともに、同時被災の可能性が低い徳島県とのカウンターパートの取組の一層の促進を図る。
・Society5.0 時代の超スマート社会の実現を目指し、先端技術を活用する。
・災害等発生時における被災者支援の円滑化、迅速化を図るため、マイナンバーカードの活用等のデジタルトランスフォーメーションの取組を推進する。また、デジタルトランスフォーメーションに合わせた情報通信基盤の整備の強化を図る。
・停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置等の整備を推進し、災害時の交通の円滑化を図る。

・公共施設等総合管理計画の推進により、維持管理・更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図る。

〇行政拠点施設の機能強化　　〇情報通信機能の強化
〇物資の備蓄・調達に係る関係者連携　　〇広域的な連携強化
〇住民・来県者への災害・避難情報の確実な伝達
〇活動人員の確保
〇デジタルトランスフォーメーションの取組の推進

（２）　住環境分野（住宅・都市、環境）

・住宅、不特定多数が利用する民間の建築物の耐震化を図り、倒壊による死傷者の発生を防止するとともに、家具転倒防止、感震ブレーカーの設置により、家屋密集地等の火災延焼等の二次的な災害を防止する。
・なお、住宅の耐震化については、建築士事務所協会等と連携した広報活動や、自治会等と連携した勉強会を実施し、官民連携を図り、住宅耐震化を推進する。また、住宅以外の不特定多数が利用する建築物の耐震化についても、建築士事務所協会等と連携して推進する。
・ブロック塀等の安全対策により、避難路等の安全を確保する。
・生活基盤として不可欠となる上下水道の耐震化や老朽化対策を促進するとともに、業務継続計画（BCP）に基づく機能の維持を図る。
・高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を含む住民の的確な避難行動を確保するため、自主防災組織の拡充、平常時の見守り体制づくり、ハザードマップの作成周知等により、地域コミュニティと連携した防災意識の高揚と自助・共助体制の構築を図る。
・自立・分散型エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化等により、災害時におけるエネルギー供給の代替機能確保を図る。
・大規模災害後の復旧・復興の円滑化に備え、大量に発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、自立稼働型の焼却施設の増設を図る。
・PCB廃棄物の保管事業者に対して、汚染処理機器の適正保管や早期処理を指導する等、有害物質の大規模拡散・流出等による環境への影響を防止する取組を推進する。
・文化財ハザードマップの作成を支援するとともに、文化財被災時における修復技術の伝承と実技研修の実施により、文化財の喪失防止を図る。

〇住宅・学校等の建築物の耐震化　　〇二次災害防止対策の推進
〇上下水道の耐震化とBCP策定運用による機能継続

〇地域コミュニティ構築による防災力強化
〇都市・住宅に関する危険情報の周知共有　〇有害物質の大規模拡散・流出の防止
〇災害廃棄物対策の推進　〇文化財の喪失防止

（３）　保健医療・福祉分野

・災害時の保健医療・福祉活動を継続するため、災害拠点病院の耐震化や自家発電装置設置と必要期間の稼働を維持する燃料の備蓄をはじめとした、拠点施設の機能強化を推進するとともに、業務継続計画（BCP）策定による体制の強化を図る。
・民間との連携強化による医薬品、医療機器の備蓄と円滑な調達を図るともに、医療人材の確保・育成を図り、地域の災害医療活動を確保する。また、被災地へのDMAT（災害派遣医療チーム）の迅速な派遣による活動の確保や災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターの委嘱の推進による円滑な災害医療活動を推進する。
・災害時の地域の福祉活動においては、平時から地域コミュニティと連携しながら、「とっとり支え愛活動」の継続を図るとともに、被災後の要配慮者等へのきめ細かい支援を行う。
・避難者間で感染症が流行しないよう、健康診断や予防接種を推進するとともに、避難所の環境整備、健康管理体制の構築を推進する。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等の感染症対策に必要な物資の備蓄などについて、必要に応じて、市町村と相談の上で県がガイドラインを作成するなど、市町村の取組を推進するとともに、県と市町村で連携して、避難所以外の親類宅などへの分散避難の考え方など、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、県民への周知、啓発を行う。

〇医療拠点施設の機能強化　〇物資の備蓄・調達に係る関係者連携
〇活動人員の確保　〇地域コミュニティ構築による防災体制の強化
〇避難所の環境整備と健康管理体制の強化

（４）　産業分野（エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産）

・大規模自然災害発生時の社会経済システムの機能継続に不可欠となるライフライン確保のため、被害想定を踏まえた防災・減災対策や多重性、代替性を確保する。電力供給については、発変電所、送配電設備の機能強化、災害発生時の早期復旧等による災害対応力の強化を図る。
・石油、ガス等の燃料は、地域の産業を支えるエネルギーであり、災害対応力の強化とサプライチェーン確保を図るため、官民連携による円滑な配分供給の体制確保、ガス供給に係る中低圧本支管の耐震化、石油供給ルートの維持等を図る。

・本県における豊かな資源を有効に活用し、木質バイオマス、小水力等の再生可能エネルギーの導入量を増加させ、エネルギー供給の多層化・多様化を図る。さらに、自立・分散型エネルギーの導入等により、エネルギー供給源の多様化・分散化を図る。
・金融機関、企業、商工団体の事業活動の早期再開を図るため、個別企業の業務継続計画（BCP）策定と実効性の向上を促進する。
・豊かな森林資源の活用や評価の高い農畜産物、豊富な水産物の安定的な供給による競争力の確保、人材の確保育成等、農林水産業の活力増進を図る。併せて、市場、漁港、供給拠点の機能強化を推進する。さらに、地域コミュニティやボランティア活力との連携を推進しながら、森林や農地の適切な保全管理を行い、それぞれが持つ国土保全機能の確保を図る。
・地震等の災害発生時に、老朽化により農地や一般公共施設に被害を及ぼす恐れのある土地改良施設（排水機場、頭首工等）について、必要な機能保全対策等を進める。
・ため池の総合的な対策、渇水に関する関係機関との状況共有の促進による二次被害の防止・軽減を図る。
・ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策においては、自然環境の持つグリーンインフラとしての効果が発揮されるように、関係機関の連携を図る。
・情報通信においては、災害直後から気象、交通物流等の情報を広域的、継続的に配信するため、関連施設の耐震化をはじめ、自家発電施設の設置、再生可能エネルギーの導入等の電力供給のバックアップ整備等、通信システムの機能強化を推進する。
・情報伝達手段の多重化と高度化により、旅行者、高齢者、障がい者、外国人等に配慮した情報提供手段の確保を図る。

〇産業関連施設の耐震化　　〇代替エネルギーの確保
〇関係者連携とBCPによる経済活動の継続　〇多様な情報伝達手段の確保
〇農地、森林が持つ国土保全機能の確保（グリーンインフラの活用）

（５）　国土保全・交通分野（交通・物流、国土保全、土地利用）
・南海トラフ地震を念頭に、日本海側と太平洋側の連携強化に向け、交通物流（高速道路等ネットワーク）のミッシングリンクの解消と高速道路の付加車線整備や4車線化による機能強化による日本海国土軸を形成し、道路・鉄道・港湾等ネットワークの多重性・代替性を確保する。
・道路の防災・減災対策、機能強化のため、道路斜面等の防災対策、緊急輸送道路等の橋梁耐震化等を推進する。
・災害発生時の空港機能の早期復旧と業務継続体制の強化、鉄道施設や交通結節点となる駅舎の耐震化等により、災害対応力を向上させる。

・本県の特性を活かし「コンパクト＋ネットワーク」による防災機能を含めた交通・物流･人流の充実のため､道の駅等を活用した小さな拠点づくりの取組を進めるとともに、道路網整備によるネットワークを構築する。
・大規模自然災害の発生直後における人命保護の観点から、その被災原因の除去と被災範囲の最小化を図るため、被災リスクの評価と共有を図りながら、ハードとソフトを効果的に組み合わせた「多重防御」による地域づくりを推進する。
・気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）による治水対策「流域治水」への転換を図る。具体的には、令和元年東日本台風（19 号）を受け鳥取県水防対策検討会・鳥取県防災避難対策検討会において「一人の犠牲者も出さない」ことを目標に検討された『流域治水』による水防対策・避難対策を推進する。また、グリーンインフラの活用を推進する。
・土砂災害対策は、土石流対策施設等のハード整備を着実に推進するとともに、引き続き地図精度向上や土地改変に伴う土砂災害警戒区域等の指定を進める。
・土木インフラの集中的な老朽化について、メンテナンスサイクルを構築するとともに、予防保全による老朽化対策により長寿命化を図り、維持管理、更新費用の平準化を図る。さらに、新技術等の導入を図りながら、維持管理に係る人材を確保・育成し、適切な管理体制を整備する。
・障害物の除去、緊急輸送や地域交通等の確保に向けた道路啓開、河川増水に伴う水防活動、雪害時の除雪等を迅速に実施するため、専門技術を有し地域事情にも精通した建設業者の協力・支援等、行政機関、地域住民等との連携強化を図る。建設業の担い手確保・育成においては、就労環境の改善を図るとともに、技能労働者の活用と若年者・女性の活躍推進に向けた取組を支援する。
・先端技術やIoTネットワークを活用したタブレット等を用いた点検、点検結果の自動作成等インフラ維持管理システムの構築による維持管理・更新の効率化や、無人航空機（ドローン等）を用いた3次元測量とそのデータに基づくICT機械施工等のi-Constructionの促進による建設生産性の向上等に取り組む。
・交通・物流施設の被災時に備えて、代替輸送ルートの整備を推進する。また、ハード対策に加えて、関係事業者のBCP策定や訓練の実施等のソフト対策により事業者間連携を強化する。
・自主防災組織等による地域ハザードマップ作成・訓練・防災教育、防災リーダーの育成、事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力強化等の取組推進と、関係機関が連携した支援の充実により、地域防災力の向上を図る。さらに、高齢化が進む中山間地域の移住促進やボランティア等による活力を取り入れ、自主防災組織による共助の活動や避難行動要支援者への支援等、地域コミュニティ力の充実強化を推進する。

・基幹インフラ等の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の着実な進捗を図る。

〇水害・土砂災害対策の推進と危険情報の周知

〇高速道路、海上輸送のミッシングリンク解消

〇交通結節点の機能強化

〇橋梁耐震化等によるインフラ機能強化

〇基幹インフラの代替性・冗長性の確保

〇建設業に関わる人材の育成・確保

〇気候変動を踏まえた流域治水への転換

4．施策の重点化

限られた財源の中、計画の実効性を確保するためには、選択と集中の観点に立ち、計画に掲げる施策の重点化を図っていくことが必要である。このため、以下の観点から施策の重点化を行う。

【施策重点化のプロセス及び視点】

・31の「起きてはならない最悪の事態」の中から、特に回避すべき「最悪の事態」を絞り込み、プログラムを重点化。
　重点化の視点⇒ 重要性（当該プログラムにおける施策の重要度）
　緊急性（他の施策に優先して行う必要性）
　波及性（他の政策目的への波及効果）　等
・重点化したプログラムを充実させるため、横断的部分野からの施策を上乗せし、実行性と効率性を確保。

施策プログラムの重点化は、以下のフローで実施する。

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための対策プログラム

年次計画2020

「起きてはならない最悪の事態」に対する施策プログラムのうち、対処に当たっての役割の大きさ・緊急度及び影響の大きさを踏まえ、重点化すべきプログラムを選定

本県における災害実績

実際の影響により、影響を受けた社会経済システムに関連するプログラムを特定

災害実績①昭和62年台風19号（豪雨・暴風雨、土砂災害）
災害実績②平成12年鳥取県西部地震（地震）
災害実績③平成23年豪雪（豪雪・暴風雪）
災害実績④平成28年鳥取県中部地震（地震）
災害実績⑤平成29年豪雪（豪雪）
災害実績⑥平成30年7月豪雨（豪雨）
災害実績⑦平成30年台風24号（豪雨・暴風雨、土砂災害）
災害実績⑧令和元年台風19号（豪雨・暴風雨）
災害実績⑨令和元年渇水（渇水）
災害実績⑩令和2年9月豪雨（豪雨、土砂災害）
災害実績⑪令和2年豪雪（豪雪）

施策プログラム単位（施策群）の重点化

横断的分野

施策プログラムの実行性・効率性を確保

施策プログラムの重点化

国が示した重点化すべき施策プログラムと、本県において過去に発生した各種自然災害により影響を受けた社会経済システムに関連する施策プログラムを踏まえ、本県における重点化すべき施策プログラムを下表のとおりとする。

施策プログラムは、前述フローにより、社会経済システムに影響が生じた項目を対象として重点化するが、大規模自然災害の発生直後の重要な機能を有する「2-4　医療機能の麻痺」と「3-3　市町村等行政機関の機能不全」も含めることとする。

起きてはならない最悪の事態　課題の抽出

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（31項目）	国年次計画2020	S62 豪雨 暴風雨	S62 土砂 災害	H12 西部 地震	H23 豪雪	H28 鳥取中 部地震	H29 豪雪	H30 豪雨 土砂 災害	R1 豪雨 暴風雨	R1 渇水	R2 豪雨	R2 豪雪	プログラム 重点化
Ⅰ．人命の保護が最大限図られる Ⅱ．県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される Ⅲ．県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 Ⅳ．迅速な復旧復興	1．直接死を最大限防ぐ（人命保護）	1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地、不特定多数施設含む）	◎			○		●							●
		1-2	津波による死傷者の発生	◎												●
		1-3	ゲリラ豪雨等による市街地の浸水	◎	○						●			●		●
		1-4	土砂災害等による死傷者の発生	◎		●	●				●			●		●
		1-5	豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生					●		●						●
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生	◎					○		○					●
	2．救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保	2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止（避難所の運営、帰宅困難者対策含む）	◎	○	○	●		○							●
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生（豪雪による孤立等を含む）			○				○	○			○	●	●
		2-3	救助・救援活動等の機能停止（絶対的不足、エネルギー供給の途絶）	◎	●	●	○	○	○							●
		2-4	医療機能の麻痺（絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶）		○	○	○		○							●
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	◎												●
	3．行政機能の確保	3-1	警察機能の低下（治安の悪化、重大交通事故の多発）		○	○										
		3-2	県庁および県機関の機能不全	◎				○								●
		3-3	市町村等行政機関の機能不全					○	○							●
	4．情報通信機能の確保	4-1	情報通信機能の麻痺・長期停止（電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等）	◎		●	●					●				●
	5．地域経済活動の維持	5-1	地域競争力の低下、県内経済への影響（サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等）	◎	●	●	●	○	○	●	○					●
		5-2	交通インフラネットワークの機能停止	◎	●	●	●	●			●					●
		5-3	食料等の安定供給の停滞	◎					●	○						●
		5-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響										○			
	6．ライフラインの確保及び早期復旧	6-1	電力供給ネットワーク等機能停止（発変電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等）	◎	●	●	○	●	●	●					●	●
		6-2	上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（用水供給の途絶、汚水流出対策含む）		○	○	○	○	○							
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む）		●	●	●	●		●	●			●	●	●
	7．二次災害の防止	7-1	大規模火災や広域複合災害の発生						○							
		7-2	ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	◎	●	●	●	●			○					●
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出		○											
		7-4	風評被害等による県内経済等への甚大な影響		○		○		○							
	8．迅速な復旧・復興	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態													
		8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態						○		○					
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態				○		○							
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態													
		8-5	長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		○											

【凡例】◎：年次計画の重点化プログラムに関連するもの　●：事態が生じた項目　○：軽微な事態が生じた項目

プログラム重点化は、国年次計画と、本県で発生した過去の各種の自然災害による社会経済システムへの影響に基づいて行ったものである。そのため、その中に含まれる取組については、今後の他地域で発生した災害事象、最新の知見による形態等により、見直しながら柔軟に対応していくこととする。

なお、重点化する施策に関連した取組や事業については、国の国土強靱化関係予算の「重点化」「要件化」等への対応、および進捗管理を徹底して行うものとする。

Ⅶ　計画の推進に向けて

1．計画推進

鳥取県の国土強靱化に向けては、地域計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、その実施には、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が求められる。

地域計画の推進に当たっては、パブリックコメント等から得られた意見を反映するとともに、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、本県の国土強靱化システムとして、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルの体制を構築するとともに、運用しながらスパイラルアップと計画の着実な推進を図る。

PDCA サイクルによる強靱化システム

【Plan】　先述した【SETP1】～【SETP5】を実施し、本県の国土強靱化システムの指針となる地域計画を策定する。

【Do】　地域計画に基づき、各部局に設定した施策を確実に実行する。

【Check】　「政策評価」となる重要業績指標（KPI）を確認し、施策等の達成状況を評価する。

【Action】　現在の社会経済情勢や国土強靱化施策の進捗状況などを考慮して、地域計画の見直しを行う。

2．計画の進捗管理

地域計画の進捗状況は、重要業績指標（KPI）を確認して、施策プログラムの達成状況を評価する。特に第１期計画で未達成のKPI および各課横断的なKPIの進捗評価を強化する。また、効率的かつ確実に進捗管理を実行するために、KPI管理データベースを構築し、各担当部署で容易に入力可能とし、最新情報がいつもで確認できる体制づくりを進める。

① 毎年の進捗管理と KPI 管理データベースの構築

② 中間年の外部評価の実施

③ 結果の公表

また、県庁内に設置している「国土強靱化ワーキング会議」を中心とした全庁横断的な体制のもと、市町村・民間との連携を図り、県民とも協働して強靱化を図る。

① PDCA サイクルの構築

・国土強靱化ワーキンググループの定期的な開催

・諸情勢の変化に応じた施策や指標の追加・変更

・民間取組情報の収集

② 市町村との連絡会の開催

・各施設における市町村取組の把握

・市町村が作成する強靱化地域計画との調整

３．計画の見直し等

（１）計画の推進期間

地域計画においては、本県内外における社会経済情勢の変化や国及び県を通じた国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年を推進期間とする。

（２）計画の見直しへの対応

計画の中間年（令和５年度）において、有識者で構成する委員会による評価を受けるとともに、その結果は計画の見直しに反映させる。また、社会経済情勢の変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画そのものの修正を要する場合には、適宜見直すものとする。（軽微な計画の変更等については、毎年度の推進方策の中で対応する。）

計画推進期間の最終年（令和７年度）には、これまでのKPI等の進捗を確認するとともに、各分野の施策の取組状況を踏まえ、地域計画の全般的な見直しを図るものとする。

（３）他の計画等の見直し

地域計画は、本県の国土強靱化に関する他の計画の指針として位置付けられるものであることから、「鳥取県地域防災計画」をはじめとする国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や次期鳥取県地域計画の改定時に併せ、所要の検討を行い、整合を図っていく。